

# 関西|労災|職業病

## 関西労働者安全センター

2011. 12.10発行〈通巻第418号〉400円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



### 特集1／原発被ばく労働

- 緊急時被ばく管理は”間に合わせ”のまま  
意味のない緊急時100への引き下げ  
福島第一原発収束作業の被ばく管理 ..... 2
- はつり屋さんも原発建設に従事 ..... 7

### 特集2／石綿被害の企業責任

- 退職者に団交権確定－最高裁判判断  
『やっ和对等に』－原告ら笑み ..... 9
- 鉄道車両製造での石綿被害  
東急車輛製造を相手取り、大阪地裁に提訴 ..... 16
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その19 古川和子 ..... 33
- アスベスト報道ダイジェスト 2011年10-11月 ..... 35
- 韓国からのニュース ..... 37
- 前線から  
過労死等労災認定企業名の開示命じる 大阪 ..... 44
- 2011年年末カンパへの絶大なるご協力を! ..... 47

10-11月の新聞記事から/45

表紙/全国労働安全衛生センター連絡会議第22回総会で  
報告を行なう中地重晴氏(熊本学園大学)11月27日 北海道札幌市にて

# '11 11・12

# 緊急時被ばく管理は“間に合わせ”のまま 意味のない緊急時 100 への引き下げ

## — 福島第一原発収束作業の被ばく管理

### 日本中 1 年間の原子力施設作業者 総被ばく量の 2.5 倍

これまで誰も経験したことのない事態が、この 3 月 11 日以来起こり続けている。とくに福島第一原発の事故をめぐる状況は、刻一刻、新たな状況を示し続けているといえるだろう。収束作業に関わる労働者の放射線被ばくの状況もその一つである。

11 月 30 日に東京電力が公表した「福島第一原子力発電所緊急作業者の被ばく線量等について」によると、3 月から 10 月末日までの収束作業従事者数は、全部で 17,780 人にのぼっている。このうち、事故直後の緊急時に受けた相当量の被ばくを含んで、100 ミリシーベルト以上の被ばくをした従事者は 169 人となっている。100 ミリシーベルトとは、電離放射線障害防止規則（電離則）で緊急作業として特別に認められる限度となる数字で、今回の事故の後、特別に福島第一原発事故収束作業に限り、3 月 14 日以降、11 月 1 日付けで引き下げるまでの間、250 ミリシーベルトに改められている。

また、電離則で通常の被ばく限度となる 1 年に 50 ミリシーベルトを超えている従事

者の数は、831 人となっている。

さらに、こうした被ばくを総計した総被ばく線量は、約 212,400 人・ミリシーベルトにのぼる。（「人・ミリシーベルト」とは集団の総被ばく線量を表すもので、たとえば 10 人が 1 ミリシーベルトずつ被ばくすると  $10 \times 1 = 10$  人・ミリシーベルトとなる。）

この数字がどの程度の被ばく量にあたるかは、事故のなかった通常時の数値を参考にすると分かる。たとえば平成 21 年に日本中の原子力施設で働いた 75,988 人が被ばくした総被ばく線量は、83,931.6 人・ミリシーベルトであり、212,400 人・ミリシーベルトはその 2.5 倍にあたることになる。日本に設置されている商業用原発 54 基をはじめとした原子力施設全体での 1 年間の総被ばく線量を、福島第一原発だけではるかに上回るのだから、いかに異常な事態となっているかが分かる。

### 何が「緊急作業」なのか判断もなく 被ばく限度引き上げの一人歩き

さて事故への対応として、政府は従事者の被ばく管理対策でまず行なったのは、緊急作業時の被ばく限度の引き上げだった。

3月11日の事態のあと、ベント作業を行った作業者が、そのときだけで100ミリシーベルトを超える被ばくを受け、自衛隊のヘリコプターによる注水作業など、更なる爆発的な放射性物質拡散を防ぐため、緊急時作業が必要となっていた時期に、法律により定められた放射線審議会を急遽メールによる会議として開催し、とりあえず限度を250まで引き上げるという措置であった。放射線防護、中でも緊急時の被ばく管理についての法的な対応が十分でない事態が露呈してしまったといっただろう。

はからずもチェルノブイリ原発事故を契機として、国際放射線防護委員会（ICRP）が緊急時の放射線被ばくへの対応を含む2007年勧告が行なわれ、その国内法制への取り入れが放射線審議会の第二次中間報告として1月に出されたばかりだった。その内容は、緊急作業時の被ばく管理について、根本的な法令改正が必要な論点を含むものだったが、今回の事故対応においては、結局、緊急作業時の限度を引き上げ、単純に作業により多くの被ばくという我慢を強いるというだけのものとなったわけだった。

そして現実には、100ミリシーベルトを超過して被ばくした従事者は、11日から数日間、免震重要棟にとどまっていた、678ミリシーベルト被ばくしたという東京電力社員を含んだ、事故当初からの従事者169人だけであり、4月以降に従事し始めた従事者には100ミリシーベルトを超える人はいない。そもそも今回の事故収束に関わる作業で、政府の対応は、福島第一原発の構内作業のすべての作業を緊急作業としてしまってお

り、何が緊急作業に当たるかなどという判断は、どこでも行なわれていなかったという問題がある。

250に引き上げた改正告示では「原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があるため、特にやむを得ない緊急の場合に限り」としており、それは「事故の制御と即時かつ緊急の救済作業を行うこと」（平成23年3月15日 基発0315第7号）という解説をしているにも関わらず、結局、何がその状況にあたるのかの個別判断はまったくなされてこなかった。

### 100に戻してもホントの「緊急作業」？は例外で250

この250への引き上げは、11月1日付けて、「東電福一原発における応急の作業の進捗により、原子力災害の拡大（敷地外への異常な放射性物質の放出）を防止するための作業が限定されてきた」として、もとの100ミリシーベルトに戻されることになるのだが、その例外（250のまま）を次の場合に認めるものとしている。

原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属施設又はその周辺の区域であって線量が1時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのあるものにおいて次の①又は②に該当する作業を行う場合とする（告示により定める。）。

- ① 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵設備の冷却機能の喪失等に対応するための応急の作業

## 特集 / 原発被ばく労働

いわゆる「福島第一原子力発電所緊急作業」の被ばく線量 <東電公表資料（11月31日）より>

区分 (mSv)	3月			4月			5月			6月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
250超え	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	19	2	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	116	23	139	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～100以下	340	262	602	10	41	51	3	3	6	0	0	0
20超え～50以下	544	633	1177	61	515	576	14	255	269	7	117	124
10超え～20以下	391	470	861	61	583	644	20	517	537	6	288	294
10以下	241	695	938	491	1858	2349	245	1970	2215	173	1548	1721
計	1658	2087	3745	623	2997	3620	282	2745	3027	186	1953	2139
最大 (mSv)	678.08	238.42	678.08	98.63	87.14	98.63	64.53	53.45	64.53	40.66	45.27	45.27
平均 (mSv)	41.79	24.73	32.28	7.07	10.77	10.13	5.22	7.65	7.42	2.45	5.83	5.54
総被ばく線量 (人・mSv)	69288	51612	120889	4405	32278	36671	1472	20999	22460	456	11386	11850
区分 (mSv)	7月			8月			9月			10月		
250超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～100以下	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	1	104	105	0	37	37	0	23	23	0	2	2
10超え～20以下	14	258	272	0	89	89	0	113	113	1	2	3
10以下	204	1548	1752	122	869	991	84	910	994	88	777	865
計	220	1912	2132	122	995	1117	84	1046	1130	89	781	870
最大 (mSv)	50.79	50.81	50.81	7.98	39.40	39.40	1.90	34.73	34.73	10.24	21.43	21.43
平均 (mSv)	2.25	5.62	5.27	0.48	4.24	3.83	0.31	3.88	3.61	0.40	1.16	1.08
総被ばく線量 (人・mSv)	495	10745	11236	59	4219	4278	26	4058	4079	36	906	940

❖ 各月毎に新規に緊急作業に従事した作業者の10月末までの内部被ばく線量に外部被ばく線量を加算した累積値（3月：3/11～9/30・4月：4/1～9/30・5月：5/1～9/30・6月6/1～9/30・7月7/1～9/30・8月：8/1～9/30・9月：9/1～9/30・10月：10/1～10/31）の分布。

❖ 内部被ばくは11/21までにWBC測定をした作業者に限る。福島第一原発構外での作業者は集計の対象外。

❖ 最下欄の「総被ばく線量 (人・mSv)」は、平均被ばく線量×合計人数で、安全センターで付け加えたもの。

❖ 3～6月の新規入城者で連絡先不明者は16人。「該当者なし」が10人、「連絡がつかず」が6人。

… 具体的には、注水による冷却機能が、配管からの漏水、配管の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障により著しく低下したとき又は失われたときにその機能を復旧するための作業を想定

② 放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能の喪失等に対応するための応急の作業

… 具体的には、

ア 汚染水処理機能が、配管、弁等からの漏水、配管等の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障等により著しく低下したとき又は失われたときにこの機能を復旧するための作業を想定

イ 汚染水や放射性物質が海洋、地下水、大気又は土壤に漏出することを防止する機能が、海水循環浄化装置の故障、遮水壁の損傷、汚染物質保管コンテナの損傷等により著しく低下したとき又は失われたときにこの機能を復旧するための作業を想定

ウ 水素爆発の防止のための窒素封入機能が、配管からの窒素の漏出、配管の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障等により著しく低下したとき又は失われたときにこの機能を復旧するための作業を想定

むを得ない緊急の場合に限り」という条件は何だったのかということにならないだろうか。

要するに、はじめから前提であったはずの限定された緊急作業が、まったく限定とはなっておらず、あらためて具体的に書いたに過ぎないのだ。また、最初の引き上げの解釈通知にあった肝心の「救済作業」はどこへ行ったのかということもある。

さらに今回の省令では、「経過措置として、特例省令の改正の際現に東電福一原発において緊急作業に従事している者には改正前の特例省令の規定が適用されるものとする」ともしており、もとの省令で「何を『緊急作業』とするか」という前提を、そもそも判断の枠からはずすものとなっている。現実の作業従事に何の影響も及ぼさない、言い換えると「被ばく限度」や規制の故をもってする被ばく量の引き下げの誘引にはなりようもない措置をとっただけといえるのである。

深刻な事態のなかで、緊急時に必要な被ばく管理がどのようなものとすべきか、真剣な議論は未だになされていない状況に対し、少なくとも来年こそは打開への道筋が求められる所以である。

## 必要な真剣な議論への道筋 緊急作業時の被ばく管理

これを読んで、それでは3月14日付けの「原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があるため、特にや



## 特集 / 原発被ばく労働

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令案の概要

### 1 趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）においては、原子力発電所における事故が発生した場合等において緊急作業に従事する労働者の被ばく限度について100ミリシーベルトと定め、放射線による労働者の健康障害の防止を図ってきた。
- しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福一原発」という。）における災害の状況に鑑み、原子力災害の拡大を防止し、国民の安心を得るために、特にやむを得ない場合であるとして、東電福一原発において緊急作業に従事する労働者の被ばく限度については、平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平成23年厚生労働省令第23号。以下「特例省令」という。）の規定により、100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げているところ（※1）。  
（※1）被ばく線量の上限の引き上げにあたっては、
  - ICRP（国際放射線防護委員会）勧告では、重大事故等には人命救助を例外として約500ミリシーベルトを超えないようにすべきとされていること
  - 被ばく線量が250ミリシーベルト以下では、急性期の臨床症状が明らかな知見が認められていないことを踏まえており、当該引き上げについては、文部科学省の放射線審議会からも妥当との答申を得ている。
- 今般、東電福一原発における応急の作業の進捗により、原子力災害の拡大（敷地外への異常な放射性物質の放出）を防止するための作業が限定されてきたことから、特例省令の一部を改正し、緊急作業時の被ばく限度を250ミリシーベルトとする場合を厚生労働大臣が定める場合に限定するための改正を行うもの。

### 2 改正内容

- 緊急作業時の被ばく限度を250ミリシーベルトとする場合について、特にやむを得ない緊急の場合で厚生労働大臣が定める場合（※）とするもの。  
（※）原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属施設又はその周辺の区域であって線量が1時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのあるものにおいて次の①又は②に該当する作業を行う場合とする（告示により定める）。
  - 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵設備の冷却機能の喪失等に対応するための応急の作業  
… 具体的には、注水による冷却機能が、配管からの漏水、配管の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障により著しく低下したとき又は失われたときにその機能を復旧するための作業を想定
  - 放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能の喪失等に対応するための応急の作業  
… 具体的には、
    - 汚染水処理機能が、配管、弁等からの漏水、配管等の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障等により著しく低下したとき又は失われたときにこの機能を復旧するための作業を想定
    - 汚染水や放射性物質が海洋、地下水、大気又は土壤に漏出することを防止する機能が、海水循環浄化装置の故障、遮水壁の損傷、汚染物質保管コンテナの損傷等により著しく低下したとき又は失われたときにこの機能を復旧するための作業を想定
    - 水素爆発の防止のための窒素封入機能が、配管からの窒素の漏出、配管の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障等により著しく低下したとき又は失われたときにこの機能を復旧するための作業を想定
- 経過措置として、特例省令の改正の際現に東電福一原発において緊急作業に従事している者には改正前の特例省令の規定が適用されるものとするもの。

### 3 施行日

今後、パブリックコメント手続及び関係審議会等に対する諮問等を経た後に、公布・施行する予定。

## はつり屋さんも原発建設に従事

被ばく労働ではないが、原子力発電所建設に大阪のはつり工がかかわるケースは案外多い。実際に従事した方から話を伺う機会があったので、簡単に紹介したいと思う。

－仕事で原子力発電所に行ったことある方はいらっしゃいますか？

「うん、ある。泊まり込みで行った。」

「俺も応援で行ったことある。」

－いつ頃行かれました？

「震災の前と違うかな、大飯原発で。」

「広いところで、ほかのところでは、もう建物もあったんと違う？」

－それは稼働中の原発ですか

「そうかもしれん」

「実際何か分からんけど。中は勝手に動き回れへんし。」

－やっぱり警備は厳しいですか

「入場のときからうるさくてな。訳の分からん奴を入れるわけにはいかないとかの理由で、俺なんか住民票持って行って身元を証明した。門を入るときも他の現場と違ってチェックも厳しかった。」

「俺は付いて行っただけで、そんなん覚えていないけど。」

－作業内容は？

「杭切よ。」

「ずいぶん大きい杭だったけど。直径2m以上あったんと違うかな。杭を打ったあと、ちょっと回りを掘って、ブレーカーではつり下げていった。」

\* 杭切とは建物を地下から支えるための基盤になる杭の築造工事のうち、コンクリート打設天端処理のことを指す。杭の築造自体が建物を建てる前の地業と呼ばれる基礎工事であるため、彼らが原子力発電所敷地内の新築工事に携わったということは間違い

ない。発電施設そのものであったとすれば、時期でいえば大飯原発3号機あるいは4号機ではないだろうか。

－そのあと何ができたのでしょうか。

「それは知らない。杭切だけで1週間泊まり込んで作業したことが2回あったというだけで。コンプレッサ3台で入ったんやけど、朝から夕方まで杭切だけしていた。」

－終業は？

「16時半。終わったら宿で風呂入って飯食って寝る。」

－宿泊先は現場内に飯場があるのですか。

「現場から30分くらいのところに旅館があって、そこに泊まっとったな。飯と、ビールが一本付いて。でも一本じゃ足りないから自分で買い足したわ。」

「現場からは夜もウロウロしたらあかん、とうるさく言われてた。」

－それは何故ですか

「外で騒ぎを起こしたらいかんということ。大人しくしとけと言われてたから、夜も出かけられなくて、部屋でマージャンをするくらいやった。」

「大阪で仕事していて、あんな言われたことないで。」

－一日の流れも変わっていたのではないですか。

「朝は朝礼があるやろ。ゼネコンの監督連中がずらっと並んで。これは旅館が近くやから遅れるわけにはいかない。昼は赤いプラスチック容器に入った弁当、赤弁という

## 特集 / 原発被ばく労働

のが出る。そんなところやろか。作業自体は杭切やから、特別なことはないけど。」  
— 躯体工事でもはつり作業が発生すると思うのですが、それには行かれなかったのですか。

「うちでは行かなかったけど、地元の業者にやらせると違うか。」

発電施設の建設に携わったとはいえ、実際には躯体に触れることのない杭頭処理のみに従事した作業者に対し、ずいぶん縛りが厳しい。特殊な作業を求められているわけではないにもかかわらず、自由時間にまで拘束が及んだ現場は他に記憶がないという。気の短い者であれば、「ほな、帰らせてもらいますわ」と翌日にはいなくなるころである。

また、彼らは現場で元請ゼネコンの旗を

見ているものの、どこの下請から声がかかったのかよく知らない。90年代の話であるため、お話を伺った方はみな熟練工であり、現場の雰囲気や日頃の付き合いから、普通は元請から自らの所属する組までの下請構造の流れは把握できるものである。当時はあまり気にしていなかったと言うが、今になって考えると奇異な環境であったとそれぞれが思い出し始める。

ところで仮に元気だったとしたら、今でも原子力発電所までハツリに行くだろうか。

返ってきた回答は、間髪入れずに「放射能の問題もあるから、よう行かん。」というものだった。被ばく労働の危険性についてはよく知られてきているが、何よりも当時の異様な雰囲気がはつり屋さんの気風に合わなかったからに違いない。

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

頸肩腕障害などの  
上肢障害  
認定マニュアル



編集 労働者住民医療機関連絡会議  
全国労働安全衛生センター連絡会議

発行 アットワークス tel:06-6920-8626  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)

## 頸肩腕障害などの 上肢障害 認定マニュアル

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・NPOの実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。

体裁 A5判・290ページ・ソフトカバー  
定価 1,995円(本体1,900円+税)



# 退職者に団交権確定—最高裁初判断 『やっ和对等に』—原告ら笑み

事務局 中村 猛

## はじめに

「やっ和对ました！」 みなさん2年間、本  
当にお待ちどうさまでした。

住友ゴム工業(株)の退職者や退職者の遺族  
たちが「ひょうごユニオン」に加入し、アス  
ベストの被害の救済を巡って団体交渉を求  
めていた事件で、最高裁第1小法廷が11月  
10日付けで、住友ゴム工業と兵庫県(兵庫  
県労働委員会)の上告をそれぞれ棄却・却下  
したため、ひょうごユニオンの団体交渉権  
を認めた大阪高裁の判決(09年12月)が確定  
した。

## ひょうごユニオンの記者会見

この判決を受けてひょうごユニオンは11  
月16日、神戸地裁の司法記者クラブで記者  
会見を行った。記者会見にはひょうごユニ  
オンの小西委員長、塚原事務局長、当該分会  
の正木分会長と、事件を担当した中島光孝・  
井上健策・中島ふみ弁護士らが出席した。

記者会見では、はじめに中島弁護士から  
本判決に至った経過と本判決の意義、本判  
決が他の事件に与える影響などが話され、

続いてひょうごユニオンの塚原事務局長、  
正木分会長から喜びの感想が話された。

参加した記者からは、判決の他に与える  
影響について質問が出された。これについ  
ては「在職中の安全配慮義務違反で退職後  
に病気になったとか、潜伏期間の長い病気  
についての企業責任を追及する時に、団交  
で解決する道を開いた」。特に「現在行われ  
ている『原発労働』の影響が将来出た時に、  
労働組合の団交権が認められる」という指  
摘があった。

夕方の新聞各紙は「退職者に団交権確定  
—石綿被害—最高裁初判断」、「『やっ和对  
等に』—退職者に団交権—原告ら笑み」(毎日)。  
「石綿健康被害—退職者の団交権確定—住友  
ゴム訴訟最高裁初判断—県の上告棄却」、「解  
決への道開けた—石綿被害救済へ追い風」(神  
戸)などと報じた。

## 最高裁の決定の内容

### 1、住友ゴム工業の上告について

最高裁の決定は、住友ゴム工業に対して  
は、主文「本件上告を棄却する。」「本件を上  
告審として受理しない。」とし、理由として、  
「1 上告について 民事事件について最高

裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、上告補助参加人及び上告人の各上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各条項に規定する事由に該当しない。」

「2 上告受理申立について 上告補助参加人及び申立人の各申立理由によれば、本件は、民事訴訟法第318条1項によって受理すべきものとは認められない。」とした。

すなわち、住友ゴム工業の上告は民訴法312条1項の「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。」第2項「上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときに、することができる。」の「六 判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。」に該当せず、民訴法318条の「最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。」にも該当しないとして、棄却したのである。

### 2、兵庫県の上告について

兵庫県に対しては、主文「本件上告を却下する。」「本件を上告審として受理しない。」



最高裁判決後の記者会見で 右から正木紀通さん（元住友ゴム労働者）、中島光孝弁護、土井上健策弁護士、中島ふみ弁護士、塚原久雄さん（ひょうごユニオン事務局長）

とし、理由として、「1 上告について 記録によれば、上告人が本件上告を提起した時には、既に上告補助参加人が上告を提起していたことが明らかであるから、上告人の本件上告は、二重上告であり、不適法である。」「2 上告受理申立について 記録によれば、上告人が本件上告を提起した時には、既に上告補助参加人が上告受理の申立てをしていたことが明らかであるから、申立人の本件上告受理の申立ては、二重上告受理の申立てであり、不適法である。」とした。

兵庫県の上告は「兵庫県が上告した時には、既に住友ゴム工業が上告していたことが明らかであるから、兵庫県の上告は二重上告であり、不適法である。」として却下（＝門前払い）したのである。兵庫県の上告が却下されたことには「お粗末」の一言を差し上げる外ない。

### 3、大阪高裁判決が確定したに過ぎない

しかし喜んでばかりはいられないのも事実である。本判決は大阪高裁判決を確定したに過ぎない。すなわち大阪高裁判決の抱

えていた欠陥はそのまま維持されたのである。大阪高裁判決の欠陥は既に別の機会を書いたので、ここでは特に遺族への補償に関して、遺族の労働者性を否定していることも確定された、という点だけを指摘しておきたい。

この点について奈良県労働委員会は「組合員らのうち、Sらは、『使用者が雇用する労働者』に該当し、申立人らはこれらの労働者を組合員に含むがゆえに、使用者に団体交渉を求める権利を有する」として、一括して救済している。

更には、今回の決定は団体交渉権が認められたに過ぎないということも、シッカリ認識しなければならない。被害者の補償については、まさに『闘いはここから、闘いは今から』なのである。

### 本判決への感想

1、度しがたい最高裁の権威主義に、せめて「早くしろデモ」を

最高裁判所は実に最高の裁判所である。石造りの城砦のような建物は、何ものも近寄らせない最高権威を象徴するに十分である。一体誰を近寄らせないとやりたいのであろうか？時の権力から司法権の独立を守る城砦であるなら、それに越したことはないし、そうであって欲しいとも思う。しかし、主権者たる国民から権力を守る城砦であるように思えてならない。

最高裁という所は、一切の民意を聞かないところらしい。民主主義なんていうのは薬にしたくとも無いようだ。本件で言えば、

会社が何時上告をし、何時、どんな上告理由を出したのかさえも分からない。尋ねる方法もないらしい。通常の裁判のように攻撃・防御をしないのだから、相手が何を言っているか当事者は知る必要がないということなのであろう。使用者が上告して、何を言っているのか、普通は知りたいだろう…。そういう庶民感覚は最高裁には無意味であるらしい。

なんと言っても腹が立つのは、審理の進行状況がサッパリ分からないことである。一切のアクセス方法がないのである。ただ最高裁から「審問を開きます」という電話が来たら逆転敗訴は間違いない、だからひたすら「審問を開きます」という電話が来ないことを『祈り』ながら、決定の連絡を待つのみだ。これが民主主義、国民主権を標榜する国の最高裁だ。

本件でも上告から2年経って、主文が3行、理由が9行の決定2通がやっと出た。「主文が3行、理由が9行」が2通である。2年待って、たったこれだけか！！

この間にも、同種の団交拒否事件で「高裁は団交権を認めている」という組合の主張に対し、「最高裁の決定は未だ出ていない」ことを、団交拒否の理由とする使用者まで現れた。

韓国でも大法院（最高裁）がなかなか決定を出さないということがあらしい。韓国で、「早く命令を出さないのは大法院の職務怠慢！」「早く命令を出せ！」という労働者のデモが行われたというニュースを読んだ時、我が国でも是非デモをやりたいと痛切に思ったものである。

### 2、労働法違反に刑事罰、損害賠償を

常時10本ほどの労働事件に拘わっていると、本当にストレスが溜まる。最後は他人様(裁判所)が判断するというのがストレスの最大の原因である。どんなに頑張っても反労働者的な裁判官の手にかかるとうしようもない。最近そんな裁判官が増えたような気がする。労働者や労働組合という言葉には無縁な方たち、いや、むしろ『お嫌いな』方たちが裁判官になっているようだ。

団体交渉がお嫌いな弁護士の問題も多い。「団体交渉拒否には刑事罰まで付いているのだから、簡単に団体交渉権を認めるな」と言う主張をされる弁護士がたくさんいる。

今までに団体交渉拒否で刑事罰を受けた企業が幾つあると言うのか！こんな主張をした使用者には必ず刑事罰を科す。そんな運動や、団交拒否に損害賠償を請求するような運動を是非弘めたいと思う。

以下、ひょうごユニオンの記者会見資料。

\*\*\*\*\*

日頃は、ユニオン運動に対するご理解頂き、ありがとうございます。

さて、私どもがアスベスト被害を受けた企業退職者の団体交渉権をめぐり、兵庫県労働委員会と司法における争いを続けてきましたが、この度、最高裁判決が出されたため、救済申立から4年を経て、ようやく退職者の団体交渉権が認められました。ここに、ご報告をさせていただきます。

#### 1. 事件の経過

住友ゴム工業株式会社（神戸市中央区脇

浜町3-6-9）に45年間勤めたAさんは、退職後の2000年1月に悪性胸膜中皮腫で亡くなりました。2005年夏にアスベストが社会問題化したことにより、Aさんのご遺族が元同僚に「アスベストと中皮腫、仕事との関係」を相談されました。Aさんの労災申請はこの時点ですでに時効を迎えており、石綿健康被害救済法の制定・施行（2006年3月末）に合わせて申請を行い、2006年6月に認定されました。

そこで、2006年10月、Aさんのご遺族と元従業員二人の計3名が労働組合・ひょうごユニオンに加入し、①会社におけるアスベストの使用実態を明らかにすること、②退職労働者の健康診断を実施すること、③企業補償制度を設けること、以上の3点を住友ゴムに求めました。ところが、会社は「従業員でない」ことを理由に団体交渉を拒否しました。

そのため、ひょうごユニオンは、兵庫県労働委員会に不当労働行為の救済申立（団体交渉を拒否してはならない）を行いました。ところが、2007年7月、兵庫県労働委員会は、「労働組合法第7条2号にいう『使用者が雇用する労働者』とはいえない」として、申立を却下したのです。

ひょうごユニオンは、却下が不当であるとして、2007年12月に兵庫県労働委員会を被告とし、不当労働行為救済命令の取消しを求め神戸地裁に提訴したところ、2008年12月10日に神戸地裁において退職労働者の団体交渉権を認める全国初の司法判断が示されたのです。

しかし、兵庫県労働委員会が控訴したた

め、大阪高裁において争いが継続しました。大阪裁判においても、2009年12月22日、「従来の雇用関係と密接に関連して発生した紛争であるということが出来る」「(住友ゴムは)石綿の使用実態を明らかにしたり、健康被害の診断、被害発生時の対応等の措置をとることが可能であり、かつ、それが社会的にも期待されているといえる」「石綿被害の特殊性を考慮すれば、社会通念上、合理的期間内に団体交渉の申入れがされたと解するのが相当」「参加人(住友ゴム)には団体交渉を拒否する正当事由があるとは認めるともできない」「したがって、参加人(住友ゴム)には団体交渉応諾義務がある」との判決が示されたのでした。

それでも、兵庫県労委と住友ゴムは、2009年12月末に最高裁へ上告し、アスベスト被害を受けた退職者の団体交渉権について、争いを続けてきました。が、2011年11月10日、最高裁は県労委と住友ゴムの上告を棄却しました。これによって、大阪高裁判決が確定したのです。

住友ゴムに対して、最初の団体交渉を申し入れてから実に5年が経過しました。アスベスト被害者、遺族、元従業員にとって待ち続けた判決でした。

## 2. 最高裁判決の影響

### 1) 労働組合に結集し団体交渉による解決の道を開いた

アスベスト被害者の圧倒的多くは労働者です。アスベストによる疾病は30年から50年といわれる長い潜伏期間を経て発症するため、仕事に吸い込んだアスベストによ

り病気を発症した際にはすでに退職していることが多いのです。

これまで一部の会社は、退職した労働者が団体交渉による問題の解決を求めても、「雇用関係がない」等を理由に交渉に応じない事案がありました。そのため訴訟となり問題の解決に長期間を要し、予後の悪いアスベスト疾患の患者・家族にとって二重三重の負担が強いられることがありました。

今回の最高裁判決により、会社側は、退職労働者との団体交渉を応諾する義務があること、退職後であることをもって団体交渉を拒否することは認められないということが明らかとなったのです。それは、退職した労働者であっても労働組合に結集し、団体交渉を通じて問題の解決を行うことが可能であることが明確となったのです。

### 2) 住友ゴム団体交渉拒否事件第2次訴訟

2006年10月以降、労働組合ひょうごユニオンは、住友ゴムの退職労働者から寄せられる相談に対応し、石綿健康管理手帳を取得した4人の組合員が新たに増え、組合員数は合計7人となりました。

神戸地裁での判決を受け、2009年5月、①会社が実施した退職労働者の健康診断結果を公表すること、②退職労働者に健康診断を呼びかけること。CT検査を取り入れること、③会社におけるアスベストの使用実態を明らかにすること、④年齢による補償格差をなくすこと、胸膜プラーク等健康被害についての補償制度を設けること、の4点を住友ゴムに求めました。ところが、会社は「交渉に応じる義務がない」「そのことで

係争中である」として、またしても団体交渉を拒否しました。

2009年7月、兵庫県労働委員会に団体交渉拒否に関する不当労働行為の救済申し立てを行いました。2010年3月、労働委員会は「使用する労働者と認めることができない」との理由で、またしても却下したのでした。

ひょうごユニオンは、第1次の神戸地裁判決及び大阪高裁判決からも、兵庫県労働委員会の却下は不当であるとして、2010年9月に兵庫県労働委員会を被告として神戸地裁に提訴しました。これが、住友ゴム団体交渉拒否第2次訴訟です。この第2次訴訟についても、今回の最高裁判決が大きく影響すると思われます。

### 3) ニチアス団体交渉拒否事件

日本最大級のアスベスト製品製造会社であるニチアスにおける健康被害に関して、全造船ニチアス関連企業退職者分会が団体交渉を求めたところ、会社が団体交渉を拒否しました。そのため、奈良県労働委員会に救済の申し立てをおこなったところ、2008年7月にニチアスの団体交渉拒否は不当労働行為であるとの救済命令が出されました。

ニチアスがこの命令を不服として中央労働委員会に申立を行ったのですが、中央労働委員会は2010年5月に、奈良県労働委員会命令を取り消す(不当労働行為でない)命令を出したのでした。このニチアス事件に関しては、労働組合が2010年11月に東京地裁に対して、中労委の命令の取り消しを求め行政訴訟を起こし係争中です。このニチアス

訴訟へも大きく影響すると思われます。

### 4) 中央労働委員会への影響

クボタショックを契機に、アスベスト被害に関して企業に対して補償を求める動きが増えてきました。退職労働者を組織するアスベストユニオン等が勤務していた企業に対して団体交渉を申し入れた場合、多くの企業は交渉に応じ、また各府県の労働委員会や中央労働委員会の仲介により話し合い解決する事案がほとんどです。

そうしたなか、中央労働委員会での結審後1年半以上命令が出されずにいる本田技研工業事件があります。本田技研工業の修理部門に勤務し、退職後に中皮腫を発症されたBさんがアスベストユニオンに加入し、08年5月に会社に団体交渉を申し入れたのですが会社が拒否。神奈川県労働委員会は09年8月に救済命令を出したのですが、会社が中央労働委員会に申立。10年4月に結審したが、命令が出ないままとなっています。

今回の最高裁判決は、中央労働委員会の命令にも大きな影響を与えると思われます。

### 5) 今後の企業、各労働委員会への影響

この間、アスベスト被害に関して退職労働者が労働組合に加入し、勤めていた企業に対して団体交渉を求めた際、企業側が交渉を拒否する理由は「雇用関係がない」ということでした。今回、最高裁判決が出されたことにより、企業は退職労働者であっても「従来の雇用関係と密接に関連して発生した紛争である」場合、団体交渉を拒否すること

ができないことが明確となったわけです。

また、先日も山口県労働委員会に団体交渉拒否として救済を申立てた事件があります。会社側の代理人に対し、住友ゴム高裁判決がだされており交渉に応じるよう求めたのですが、「住友ゴム事件の高裁判決は確定していないので、交渉に応じる必要はない」と豪語していました。現在係争中の案件に対しても、最高裁判決は大きな影響を与えることは間違いないと思われます。

### 3. ひょうごユニオンとしての今後の対応

#### 1) 住友ゴムにおける石綿労災認定者全員が組合に加入

住友ゴムにおけるアスベスト健康被害が拡がりを見せしており、2010年3月末時点での労災認定者は8名（全員が亡くなっています）となっています。2006年10月段階では労災認定者の組合員（遺族）は1名でしたが、現在は労災認定された8名（遺族）全員が組合に加入されています。住友ゴムの労災企業補償制度は、2006年にひょうごユニオンが団体交渉を申し入れた後に新設されました。この制度は、亡くなられた年齢により5歳毎に減額されるという格差が設けられている制度であり、『多くの補償が欲しければ早く死ぬ』と言われているようなものです。組合として、この補償制度の年齢格差をなくすための交渉を求めています。

#### 2) 健康不安を抱える元従業員への補償を求める

住友ゴムにおける健康被害が拡がる中で、健康不安を抱える元従業員も増えています。一緒に働いてきた同じ職場の同僚が、アス

ベストにより健康を害し、亡くなり、労働災害として認められるケースが増えているため、『次は自分かも…』との不安が広がっているのです。そして、胸膜プラークという、アスベストでしか起こらない病変が見つかり、石綿健康管理手帳を取得される元労働者も増えているため、益々不安が広がっているのです。

現在、石綿健康管理手帳を取得した組合員は合計7人となっており、組合として健康不安を抱える元従業員への補償を求めるための交渉を求めています。

#### 3) 最高裁判決後、初の団体交渉の申入れ

最高裁判決が出されたことを受け、本日（18日）午後4時に住友ゴムに対して団体交渉の申入れを行います。住友ゴムにはアポを取っており、会社側も対応するとの回答を得ています。また、組合員4名が申し入れに出席します。

#### 4) アスベスト労働相談ホットラインの開設

アスベストによる健康被害に関して、企業に対する補償を求める動きを応援するため、ひょうごユニオンとアスベストユニオンは日常的に電話相談を受け付けています。大企業はもとより、中小企業とも直接交渉して一定の解決を図ったり、造船などでは元請け会社に要求するなどして解決する例も少なくありません。あきらめずにぜひご相談ください。

今回の最高裁判決を受け、さらに支援を強めるため「アスベスト労働相談ホットライン」を開設します。相談は無料、相談内容は厳守。

# 鉄道車両製造での石綿被害

## 東急車輛製造を相手取り、 大阪地裁に提訴

アスベストユニオン／安全センター事務局

戦前から大阪府堺市鳳に工場があった鉄道車両メーカー「帝國車輛工業株式会社」（以下、帝車）とこれを1968年に合併した「東急車輛製造」の元労働者で石綿被害によって死亡した3名（A氏、Iさん、Tさん）のご遺族が、東急車輛を相手取って総額約1億円の損害賠償を求めて、4月4日、大阪地裁に提訴した。

国内の鉄道車両メーカーを相手取った訴訟としては初めてのケースとなる。

2009年5月から、Iさん（当時、闘病中）とご遺族らは、全造船アスベスト関連産業分会（アスベストユニオン）に加入して団交を通して東急車輛と話合ったが、長期間回答を待たされたあげく、東急車輛が提示した内容が差別的で不誠実なものであったため、損害賠償を求めて提訴せざるを得なかった。

鉄道車両関連の石綿被害については、クボタショック後に顕在化し、労災認定事業場公表などでようやく世間に知られるようになった。被害の主な原因は、車輛に使用さ

れた吹き付け石綿、養生用石綿布の使用などによるばく露とみられる。

車輛への吹き付け石綿は除去作業においても被害を引き起こしており（たとえば、明星工業事件—本誌2011年3月号）、また、蒸気機関車、ディーゼル機関車に多用された石綿によって旧国鉄・JRの石綿被害は甚大な状況となっている。（鉄道・運輸機構HP：<http://www.jrtt.go.jp/02Business/Settlement/settle-hosyo.html>）

鉄道車両関連の被害は製造、修理、解体の全過程で発生しており、社会的に警鐘を鳴らし、救済状況をより改善するには、政府と企業の情報開示がさらに徹底して行われる必要がある。

アスベストユニオンと安全センターは、ご遺族、弁護団とともに東急車輛石綿被害損害賠償請求訴訟に取り組みながら、鉄道車両関連の石綿被害と責任の所在を社会的に明らかにしていきたいと考えている。

訴訟は現在、準備手続きで争点の整理が進められており、年を開けると、弁論、証拠



# 鉄道車両工場で石綿禍

## 元社員の遺族 損害賠償求め提訴

東急車両製造（本社・横浜市）の鉄道車両工場（堺市、現在閉鎖）で、塗装や配管工事をしてきた元社員の男性3人（いずれも死亡）の遺族7人が4日、同社が安全配慮を怠ったためアスベスト（石綿）を吸い込み、石綿肺などで死亡したとして、同社を相手取り、約1億円の損害賠償を求め、訴訟を大阪地裁に起こした。

原告は、95年に石綿肺で死亡した浅田俊雄さん（当時61歳の妻、浅田シズ子さん（71））堺市南区Ⅱら。他の元社員2人は1960年代に7～8年間働き、09～10年に中皮腫などで死亡した。3人とも労災か石綿救済法による補償は受けている。

訴状によると、浅田さんは64～94年までの約30年間、同社の大阪製作所で塗装工として勤務。車両から断熱材の石綿を取り外す作業などが隣接して行われており、職場に飛散した石綿粉じんを吸い込んだと主張している。原告側弁護士によると、同社は石綿を扱う仕事に従事して死亡したケースは1人2000万円支払っているが、3人については「石綿に直接関係しない作業だった」などと主張し交渉が決裂。提訴に踏み切ったという。

東急車両製造は「訴状が届いていないのでコメントを差し控えた」としている。

【日野行介】

2011. 8/5 M

毎日新聞 2011年4月5日

調べへと進行する予定だ。皆さんの注目を訴える。

### 突然、中皮腫に

Iさんは、1960年（昭和35）4月に帝車に入社し、1967年5月まで堺市の鳳工場（68年に東急車輛に合併後は、東急車輛製造大阪製作所と改称）の木工課に所属し、車体外板の塗装作業に従事した。現場では、車体内部の石綿吹き付け作業も行われていた。

吹き付け作業は外注の専門業者が行っていたが、塗装作業と並んで行われていたため、そこから発生した石綿含有粉じんには

く露したとみられる。Iさんは帝車を退職後は塗装の仕事に長年従事した。野球をこよなく愛し、頑健であった。

2007年8月突然、左肺に気胸を起こし手術を受けた。当初は悪性所見をみなかったが、ほどなく気胸、胸水を再発、胸膜などに腫瘤が出現して、2008年4月に胸膜生検で胸膜中皮腫と診断された。苦しい闘病の末、2009年7月26日に亡くなられた。64歳だった。

Tさんは、1961年（昭和36）9月に帝車に入社し、1969年9月まで鳳工場の儀装課に所属し、車輛内部の配管工事を担当した。工事のために吹き付けられた石綿を削った

## 特集 / 石綿被害の企業責任

り、穴を開けたりした。また、一続きの作業棟内で行われていた吹き付け工事によって飛散したり、車体内部に残存した石綿粉じんを吸い込んだものとみられる。

退社後は石綿ばく露のある仕事はしておらず、1986年頃からは運送業に従事していた。

2009年の春頃、荷物を運搬するときに息苦しさを感ずるようになり、5月に近医を受診したところ、胸水が見つかった。専門病院に入院し検査の結果、胸膜中皮腫と診断され、抗がん剤治療を受けたが、回復することなく2010年6月20日に亡くなられた。68歳だった。

Iさんは2008年8月、Tさんは2009年10月とともに療養中に堺労基署が業務上疾病として支給決定をしている。

### お父さんも…？！

Aさんの娘さんのNさんから安全センターに電話相談があったのは2008年の春だった。

この年の3月28日、厚労省は、2005年度、2006年度に石綿疾病で「新たに労災認定のあった」事業場2167カ所を公表した。

そのなかに「東急車輛製造大阪製作所」があるのをみつけたNさんが「うちのお父さんも肺の病気で亡くなっている。」と知らせてきたのだった。

Aさんは1964年（昭和39）10月に帝車に入社し木工課に所属、1994年12月の退社時まで木工、塗装などの業務に従事した。Iさん、Tさんと同様に、工場内で行われた石綿

吹き付け作業と吹き付けられた石綿の切削作業などから発生する石綿含有粉じんを吸引したとみられる。当時の職歴資料から、少なくとも、入社時から1969年までは塗装工としてアスベスト粉塵対策措置がまったく講じられていない工場建屋で仕事をしていることがわかっている。

Aさんは1995年10月10日に亡くなられていた。Nさんが相談電話をかけた時点からは約13年前だ。労災保険については時効で請求権が消滅していた。残された可能性は石綿健康被害救済法（石綿新法）による、時効救済を目的とした特別遺族年金の請求だった。

おまけに、Aさん宅に保管されていた死亡届の写しには、死亡の原因「特発性間質性肺炎」となっており、石綿肺と特定した疾患名ではなかった。しかし、東急車輛大阪製作所では、2008年3月の厚労省公表時点で中皮腫7名が認定されており、確たる証拠は全くなかったが、この「特発性間質性肺炎」が職場での石綿ばく露による肺繊維症、すなわち石綿肺であったことが疑われたので、急ぎ、特別遺族年金の請求を所轄の堺労基署に行った。2008年4月4日だった。

請求を急いだのは、特別遺族年金はたとえ認定されたとしても、請求した月の翌月からしか支給されないため、だめもとでもできるだけ早く請求しておく必要があるからだだった。

Aさん宅には、国立療養所近畿中央病院のレントゲン写真袋の中に胸部直接撮影X Pフィルムと「じん肺診断結果報告書」が各1枚残されていた。Aさんの奥さんが捨て

られずにいたものだった。

Aさんは1994年1月に堺市内の総合病院に入院し「間質性肺炎」と診断され、同年6月、国立療養所近畿中央病院からこの「じん肺診断結果報告書」を発行されていた。

診断書には、当時の主治医名で「X線上、網状、線状影があり。石綿肺の所見と考えられる」と記載されていた。

その報告書では、1994年6月21日撮影の、その残されていたレントゲン写真の読影結果が「不整形陰影2/3」と判定され、付加的記載事項の「plc」に○が付されていた。石綿ばく露に特有の所見である胸膜プラークが観察される場合は「pl」に、それが石灰化胸膜プラークの場合は「plc」に○が付される。「石綿肺の所見」とした理由だったとみられる。

家族の記憶では、当時、Aさんは家族とともに会社に行き、会社担当者と話したが、とりあってもらえなかった、とのことのようにだった。

その後、1994年12月の退職後、ほどなくAさんは亡くなられた。61歳だった。

### 「見つかった」 報告書

死亡した近畿中央病院に医療記録の開示を求めたが、「何も残っていない」との回答だった。

家族は1枚残ったXP写真の読影を水島潔医師に依頼した。その結果、「①胸膜肥厚斑が存在する。②両肺中下肺野の末梢側に線状陰影、帯状陰影、不整形陰影を認める。」として「A氏は、死亡診断書の死亡原因が、

間質性肺炎とされているが、過去の石綿曝露歴および胸部レントゲン写真の所見から石綿肺により死亡されたと診断するのが最も妥当であると考え」との意見を得てこれを堺労基署に提出した。

石綿新法においては、石綿肺で死亡したことが立証されなければならないとされていて、Aさんのケースは死因が「特発性間質性肺炎」となっていたことで、2008年7月22日付けで堺労基署は本省協議事案として、資料を大阪労働局経由で厚労省本省に送ったが、その結果がなかなか出ないまま推移していた。

その間、家族とともに「病理組織に関する検査記録等はないのか」としつこく近畿中央病院に問い合わせたところ、病理検査目的の「手術記録および病理組織検査記録が残存していた」ことが判明、10月7日付で労基署に病院から提出され、10月17日付でこの資料が本省に送られた。

その結果、11月4日付で本省協議による「参考意見」が大阪労働局を通じて、堺労基署に伝えられた。参考意見は、その後の開示資料によれば、

「平成6年5月12日付けの胸腔鏡下肺生検の結果、胸壁にプラークが認められ、レントゲン等を総合的に判断すると、石綿肺であると判断される。平成6年6月のレントゲンでは管理3相当であったが、約1年後の平成7年10月に死亡しており、死亡直前には管理4相当（著しい肺機能障害）になっていたと推認して差し支えない。」ということだった。

2008年11月17日、Aさんの死亡は業務上

## 特集 / 石綿被害の企業責任

疾病としての石綿肺による死亡として、特別遺族年金の支給が決定した。

つまり、経過からみて、家族が存在を突き止めた「報告書」が決め手になった業務上認定だった。

### 会社の責任

東急車輛は、3名の労災請求の過程で事業主証明を拒否し、在籍証明書等に対応した。

それをみると、各人とも「石綿を直接取り扱っていなかった」という見解に基づくものらしかった。

被害者3名の帝車－東急車輛の在職歴を再掲すると

Iさん：

1960年（昭和35）4月～1967年5月

Tさん：

1961年（昭和36）9月～1969年9月

Aさん：

1964年（昭和39）10月～1994年12月

東急車輛は車輛内部に石綿吹きつけを行った状況について、現在、また詳細を明らかにしていない。

ただ、Aさんに関して東急車輛が発行した在籍証明書では

「被証明者（注：Aさん）の入社時から昭和43年頃まで生産していた鉄道車両の一部車種で、内装に断熱材として石綿を使用していた車両があり、該当車両の車内において、配線や配管を施すために、車体内側に吹き付けられた石綿の剥離・切断・削孔等の切削作業が行われていた」

と記載されているので、「少なくとも」、昭和39年頃から昭和43年頃までは吹き付け作業が工場内で行われていたことになる。

今回の訴訟では、東急車輛における業務と各疾病発生との因果関係と当時の会社の対応に安全配慮義務違反があったかどうか、が争点になる。

加えてAさんの場合、死亡からすでに10年以上が経過している。したがって、安全配慮義務違反による債務不履行にかかる時効10年をすでに過ぎてている。特別遺族給付金の請求にかかる会社への連絡をした2008年4月から提訴するまでに3年経過しており、不法行為による時効3年をすでに過ぎてている。よって、Aさんの損害賠償請求は無効である、と東急車輛は主張している。

つまり、時効救済の場合の損害賠償請求権の時効がもう一つの大きな争点だ。

この点について原告側は、特別遺族年金の支給の決定通知日など、疾病の原因が会社にあったと知った時点から時効は進行すると解釈すべきであると主張している。

さて、訴訟の中心争点である被害についての会社の予見可能性と安全配慮義務違反については、訴状において次のように主張している。

#### 第4 アスベストの危険性に関する予見可能性

##### 1 予見可能性

不法行為責任における注意義務あるいは雇用契約の付随的義務としての安全配慮義務の前提として加害者あるいは使用者が認識すべき予見義務の内容は、生命・健康という被害法益の重大性に鑑み、安全性に疑問を抱かせる程度の抽象的な危惧であれば足り、必ずしも生命・健康に対する障害の性質、程度や発症頻度まで具体的に認識する必要はない（福

岡高判平成元年3月31日・判時1311号45頁、東京高判平成17年4月27日・労判897号19頁ほか。

アスベストが石綿肺・肺がん・中皮腫を引き起こすことは、少なくとも亡Aさんが被告に採用される頃には一般的な知見となっており、被告においてその安全性に疑問を抱かせる程度の抽象的の危険が十分に存在したものである。

### 2 アスベストの危険性に関する知見

(1) 石綿肺については、1906(明治39)年にイギリスのミュレイ(Murray)がアスベスト作業者の肺線維症の一例を産業性疾患に関する小委員会で発表し、初めて公に明らかにされた。これ以降、石綿肺については1930(昭和5)年のイギリスのメアウェザー(Merewether)の報告など夥しい数の報告がなされ、遅くとも1940(昭和15)年以前にアスベストが石綿肺の原因であることの知見は確立した。

石綿肺の知見が確立する過程で、次に述べるように石綿肺患者の中に高率で肺がんが合併することが明らかになり、アスベストと肺がんの関係が疑われるようになった。さらに、石綿肺にいたらないアスベスト作業にも肺がんが多発することが明らかとなっていった。

(2) 肺がんについては、1935(昭和10)年、アメリカのリンチ(Lynch)とスミス(Smith)により、22年間石綿紡織工として働いていた57歳の男性の石綿肺に合併した肺がんが報告された。また、同じ時期に、イギリスのグロイン(Gloyn)も、石綿肺合併肺がんの剖検例を報告した。これらの報告以降、石綿肺所見を有する者に高い率で肺がんが発生するとの報告が相次いだ。このような中、ドイツ政府は、1943(昭和18)年の段階で、石綿肺合併肺がんを労災補償の対象と定めた。

疫学的手法によってアスベストばく露労働者に肺がんが多発することを明らかにしたのは、世界的権威のある英国産業医学雑誌(British Journal Of Industrial Medicine)における1955(昭和30)年のドール(Doll、イギリス)の発表であった。ドールは、石綿紡織製品製造労働者で1935(昭和10)年から1952(昭和27)年までの間に死亡した105人の死亡原因の調査を行い、18例に肺がんを認めると

ともに、そのうち15例に石綿肺があることを明らかにした。さらに、20年以上アスベスト作業に従事したことのある男子113人を疫学的に調査した結果、アスベスト作業従事者の肺がんの死亡率は、非従事者である対照群の13.7倍の高率であることを明らかにした。

以上のように、1935(昭和10)年の最初の石綿肺合併肺がん剖検例の報告から20年後の1955(昭和30)年には、アスベストばく露と肺がんの関係は明確となり、知見として確立した。そして、同じ頃からアスベストばく露と中皮腫との関係も疑われるようになった。

(3) そもそも中皮腫という名称が世界に広がったのは、1931(昭和6)年のクレンペラー(Klemperer)らの報告以来のことであり、それ程古いことではないが、中皮腫は稀な腫瘍であり、成人全剖検例の0.1パーセント以下と言われていた。ところが、1943(昭和18)年にドイツのベドラー(Wedler)が石綿肺合併胸膜中皮腫例を、1952(昭和27)年にカナダのカルティエ(Cartier)がクリソタイル労働者の肺がん・胸膜中皮腫例を、1953(昭和28)年にはドイツのバイス(Weiss)が石綿肺合併胸膜中皮腫症例を、1954(昭和29)年にはドイツのライヒナー(Leichner)が石綿肺合併腹膜中皮腫症例を報告した。

そして、1960(昭和35)年にはアスベストと中皮腫の関係が南アフリカのワグナー(Wagner)らにより疫学的に確認され、知見として確立するに至った。ワグナーらは同国のクロシドライト鉱山地帯における中皮腫の発生につき調査を行い、クロシドライト鉱山の労働者ばかりか鉱山近隣の住民、クロシドライトが運搬される道路に面して居住する住民に中皮腫が発症していることを確認した。ワグナーらは合計33例の中皮腫を確認したが、うち職業ばく露にあったものは16例にすぎず、残り17例は非職業性のばく露であった。また、最初のばく露から発症するまで平均40年という長期にわたることを認めた。ワグナーは、1959(昭和34)年にこの調査結果を南アフリカ連邦のヨハネスブルグで開催されたILOの国際じん肺会議で報告し、さらに1960(昭和35)年

に英国産業医学雑誌に発表した。

1960年は、アスベスト関連疾患の歴史にとって画期的な年であった。第1に、アスベストと中皮腫との関係が証明され、第2に、アスベストによる健康被害が職業性ばく露を受けた者に限らないことが明白となったからである。アスベストによる健康被害の問題は、ここに至って、労働現場の問題だけでなく、環境・公害問題を含むものへと拡大した。

ワグナーらの研究はその後も続き、1961(昭和36)年までに前記地域で87例の胸膜中皮腫、2例の腹膜中皮腫を発見した。最年少の患者は21歳で、生後6週間たったときから離乳するまでの幼児期のわずかな間に母親に連れられてクロシドライトの鉱石が積まれた山に行っただけであった。87名の胸膜中皮腫患者のうちアスベストとの関係が立証できなかった2例を除くと、職業ばく露にあった者は12名のみであり、残りの例は近隣ばく露などの非職業性ばく露であった(1965年発表)。

1965(昭和40)年、イギリスのニューハウス(Newhouse)らはロンドン病院の過去の記録からロンドン周辺の中皮腫患者83例の職歴、生活環境を追跡し、うち76例について解析した。これによると石綿工場で働いた経験を有するものはわずか31名であり、残りの45名中9名は石綿労働者の家族であり、11名は石綿工場から半マイル以内の居住者であった。また、ニューハウスは、クロシドライトだけでなく他のアスベストも中皮腫発生の原因となることを証明した。

また、1964(昭和39)年には、ニューヨーク科学アカデミーが主催する「石綿の生物学的影響」と題する国際会議、国際対がん連合(UICC)が主催する「石綿とがん」と題する国際会議が相次いで開催され、石綿の発がん性が各国から報告された。

1972(昭和47)年の国際がん研究機関(IARC)が主催した「石綿の生物学的影響」と題する国際会議においては、アンソフィライト以外の全ての種類の石綿が中皮腫を引き起こし、中でもクロシドライトが最も危険性が高いことが報告された。また、同年、国際労働

機関(ILO)及び世界保健機関(WHO)が石綿の発がん性を指摘している。

- 3 日本における知見及び労働行政の対応について  
(1) 日本においても、戦前から、じん肺の一種である石綿肺の発生が知られており、アスベストの危険性はつとに認識されていた。

1927(昭和2)年、大阪鉄道病院の鈴木医師が日本初の石綿肺の報告を行った。1937(昭和12)年から1940(昭和15)年にかけて、保険院社会保険局健康保険相談所大阪支所長らにより、大阪府泉南郡の石綿工場従業員の健康障害の調査が行われ、X線撮影した251名中65名に石綿肺が発見されたとの報告がなされた。そして、その結果は同局健康保険相談所発行の「アスベスト工場における石綿肺の発生状況に関する調査研究」と題する冊子にまとめられた。

- (2) 戦後の1947(昭和22)年に制定された労働基準法は、使用者は粉じん等による危害を防止するために必要な措置をとらなければならないと規定し、同法施行規則は労働者の粉じんばく露を防止するための措置をとるべきことを定めた。また、同法施行規則により、石綿肺が業務上疾病に指定され、労災補償の対象とされた。

1952(昭和27)年、ニチアス株式会社王寺工場において実施された検診により、203名中10名に石綿肺が発見されたとの報告がなされた。また、

1952(昭和27)年から1956(昭和31)年にかけての労働省労働衛生試験研究において、奈良県立医科大学の宝来善次教授らが、アスベストを扱う事業場での勤務年数が長くなるほど石綿肺の有所見者が増加することを明らかにした。その結果、労働省は、1956(昭和31)年に「特殊健康診断指導指針について」(同年5月18日付基発第308号)との通達を出し、「けい肺を除くじん肺を起こし又はそのおそれのある粉じんを発散する場所における業務」として石綿に関連する作業を示し、これらの作業に従事した労働者に対してエックス線直接撮影による「胸部の変化」の検査を行うものとした。

1956（昭和31）年、労働省労働衛生試験院研究として「石綿肺の診断基準に関する研究」議題が要望され、共同研究班が組織された。その調査結果において、石綿工場での作業従事者に有意な石綿肺所見率が認められたとの報告がなされ、1958（昭和33）年には同研究の報告書が提出され、石綿肺の診断基準などが示された。

1960（昭和35）年3月31日、じん肺対策強化のためにじん肺法が制定・公布され、「石綿をときほぐし、合劑し、紡績し、紡織し、吹付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研まし、仕上げし、若しくは包装する場所における作業」がじん肺法上の「粉じん作業」として定められた（じん肺法施行規則別表第1の23号）。そして、「粉じん作業」に従事した労働者について、定期的なじん肺健康診断を行うことや、一定のじん肺管理区分にある労働者について粉じん作業以外の作業に従事させることを都道府県労働局長が使用者に対して勧告できること等の規定が設けられた。

(3) アスベストが石綿肺、肺がんや中皮腫を引き起こすことは、1950年代から1960年代にかけて、日本の石綿肺に関する戦後の研究等において欧米での報告が紹介されていた。また、職業病に対する対策に関する文献のなかにおいても、アスベストが職業性がん（肺がんや中皮腫）の原因物質の一つであることが指摘されていた。

労働省は、1971（昭和46）年1月5日付け基発第1号「石綿取扱い事業場の環境改善等について」という通達において、「最近、石綿粉じんを多量に吸入するときは、石綿肺をおこすほか、肺がんを発生することもあることが判明し、また、特殊な石綿によって胸膜などに中皮腫という悪性腫瘍が発生するとの説も生まれてきた」と述べ、「石綿粉じんを多量に吸入するときは…肺がんを発生することもある」と石綿のがん原性について言及した。

また、同年4月28日には、石綿を有害化学物質とした特定化学物質等障害予防規則（労働省令第11号。以下、「特化則」という）が制

定・公布された。特化則は、石綿を「通常の作業時における継続的又は繰り返しのばく露による慢性的な障害を起し、又は起こす恐れのある大きいもの」である第二類物質に分類し、石綿に係る規制として、①石綿粉じんが発散する屋内作業場では、原則、一定の除じん装置を有する局所排気装置を設置すること、②石綿を製造し、又は取り扱う作業場への関係者以外の立ち入りを禁止すること、③石綿を製造する作業に労働者を従事させる場合において、特定化学物質等作業主任者を選任すること、④石綿を常時製造し、又は取り扱う屋内作業場について、空気中の濃度測定を半年に1回実施すること、⑤石綿を製造し、又は取り扱う作業場に呼吸用保護具（マスク等）を備え付けること等の規定が設けられた。

#### 4 小括

上記のとおり、人の生命・健康に対するアスベストの危険性については、戦前から石綿肺が広く知られていたもので、戦後も、海外においては肺がん発症との関係について1955（昭和30）年のドールの研究によって、中皮腫発症との関係について1960（昭和35）年のワグナーの研究によっていずれも知見として確立された。日本においても、石綿肺については戦前より十分な知見が得られており、かつ、戦後もアスベストが肺がんや中皮腫の原因になるという知見が紹介されるとともに、1947（昭和22）年には労働基準法が使用者に粉じん対策を義務づけ、石綿肺が労災補償の対象とされ、1960（昭和35）年にはじん肺法により石綿に係る一定の作業が「粉じん作業」と定められるなど法令が整備されていった。これらの状況に照らせば、亡Aさんが被告大阪製作所で就労していた当時、被告において、アスベスト粉じんが亡Aさんら労働者の生命・健康に重大な影響を及ぼすことを予見できたことは明らかである。

#### 第5 責任原因（安全配慮義務違反または不法行為責任）

##### 1 被告の安全配慮義務または注意義務の具体的内容

被告は、亡Aさん、亡Iさん、亡Tさん（以下3者を総称して「亡Aさんら」という）がアスベスト粉じんを吸入することによりその生命・健康に重大な障害を受けることを予見できたのである

から、亡Aさんらを上記作業に従事させるにあたっては、信義則上、当時の実践可能な最高の工学的技術水準に基づいて、以下のアスベスト粉じん対策をとる義務があったというべきである。

### ① アスベスト粉じんの発生防止措置をとる義務

石綿を使用した車種の車輛の切削作業を行うにあたって、アスベスト粉じんの発生を防止するため、切削作業を開始する前に、切削作業を施す部分に散水するなどして発じんを防止すべき義務があった。

### ② 発生したアスベスト粉じんを除去し、飛散を防止する措置をとる義務

亡Aさんらが作業に従事した建屋にあっては、発生したアスベスト粉じんのばく露を最小化するために、十分な換気装置等を設置すべき義務があった。

### ③ 労働者を発生したアスベスト粉じんにはく露させない措置をとる義務

亡Aさんらに塗装作業に従事させるにあたっては、アスベスト粉じんが飛散していない場所で行わせるべき義務があった。

### ④ 呼吸用保護具を適正に使用させる義務

亡Aさんらに対し、大阪製作所内で発生しているアスベスト粉じんを吸入しないよう十分な性能を有する防じんマスクや保護衣を配布し、その着用を義務付け、作業の際にはこれを装着するよう指導監督する義務があった。

防じんマスクについては戦前から出回っており、1947（昭和22）年の労働安全衛生規則181条においても、粉じんを発散し、衛生上有害な場所における業務においては、その作業に従事する労働者に使用させるために、防護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適当な保護具を備えなければならぬと定めていた。1950（昭和25）年には防じんマスクの規格が示されて国家検定が始まり、国家検定合格品の防じんマスクが使用され始めた。

### ⑤ 粉じん濃度を測定し、その結果に従い改善措置を講じる義務

アスベスト粉じんが大量に発生する建屋においては、当該作業が行われている際に粉じん濃度の測定を行い、その測定結果を適切に評価し、湿潤化の充実や換気設備の改善、有効

な呼吸保護具の使用など作業環境の改善のための必要な措置を講じる義務があった。

### ⑥ 安全教育及び安全指導を行う義務

アスベスト粉塵が飛散している建屋で作業に従事する亡Aさんらが上記の各対策を実施し、アスベスト粉じんをばく露しないようにするため、アスベスト関連疾患及びアスベスト粉じん対策について、定期的に安全教育や安全指導を行う義務があった。

## 鉄道車輛製造の被害状況

2011年11月29日、石綿関連疾病（労災保険法による肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚。石綿新法による肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚）で2010年度に認定のあった事業場名、所在地、作業状況などが認定件数の内訳とともに公表された。それによると、

2010年度に認定のあった事業場数は、全部で886事業場。そのうち、新規は690事業場。

建設業以外は「第1表」、建設業は「第2表」として一覧表が公表された。

第1表は、419事業場。うち新規は250。

第2表は、467事業場。うち新規は440。

一方、クボタショック後の2005年7月の第1回公表以来、今回の公表分で延べ6618事業場にのぼる。

つまり、今回の公表事業場数は、これまで石綿疾病で労災認定のあった全事業場のうちの、およそ、 $886 / 6618 = 0.134 = 13.4\%$ ということになる。

2009年度までの累計表が厚労省HPに掲載されているので、これと、今回公表の一覧表を合わせ分析したところ、「延べ」ではない、





## 特集 / 石綿被害の企業責任

これまでの公表対象事業場数は約 5500 となる。

それでも、全体に対する公表割合は、 $886 / 5500 = 0.161 = 16.1\%$ に過ぎない。

つまり社会的インパクトが、より小さくなるような「公表」規模に陥ってしまっているのだ。このことは、非常に多くの認定者を出しているクボタ旧神崎工場の名前が、今回の公表分には含まれていないことにも象徴されている。

このように、毎年、この時期に行われている厚労省の事業場公表における本当の「公表割合」は全体の 2 割を大きく割り込んでいる、ことを特に強調しておきたい。

そのようなおざなりな公表姿勢が災いしたのか、毎年の中皮腫死亡は増えているにもかかわらず、労災認定件数が減少しており、状況はかなり深刻だと言わなければならない。

今回の公表に関しては、本誌次号以降で詳しく報告するとして、ここでは、東急車輛訴訟に関連した鉄道車輛製造メーカーの被害状況について述べる。

鉄道車輛メーカーはごく限られている。たとえば、インターネット上で鉄道車輛で検索するとWikipediaでだいたい把握できる。

その鉄道車輛製造メーカーについて、今年発表分（2010年度認定分）と2010年度分までの累計について、厚労省資料からまとめたのが表1（前頁）だ。

表1の最左欄に数字が入っていないのは2010年度の認定がなかったため、今回の公表には掲載されていない事業場だ。

2010年度までの認定全件数を企業別で見ると、川崎車両関係63件、日本車両製造関係62件、近畿車輛関係25件に次いで、東急車輛製造関係23件。

事業場別で見ると、今回訴訟の原告が勤務した東急車輛製造大阪製作所は、多い方から6番目の16件となっている。また、時効救済の割合をみると、東急車輛製造大阪製作所は $8 / 16 = 50\%$ で、全体の $72 / 221 = 32.6\%$ と比較すると多めの傾向がみられた。

### 全貌未だ不明

鉄道車輛製造メーカーが多数の石綿被害者を出していることを表1は示しているが、この数字が全貌とはいえない。

メーカーによって退職者への働きかけの度合いに差があるとみられ、被害者の「発掘」の程度に差があると考えられている。

さらに、公表数字の構造に大きな問題がある。

すなわち、労災保険で認定された石綿肺や合併症での労災認定件数が計上されていないのだ。

さらに、被害という観点からは、労災認定は受けるまでには至っていないが、石綿健康管理手帳の交付件数も明らかにされるべきだろう。そして、こうした問題点は、厚労省の事業場情報公表全体にいえることだ。

今回の訴訟を通して、東急車輛製造における石綿被害の実態を明らかにしていくことも、重要な意義だと考えている。

情報公開の重要性

最後に、被害情報の公開が重要である理由を、これら鉄道車輛製造メーカーを例にとって述べておきたい。

厚労省はクボタショック後の2005年7月、8月、世論に押されて2004年度までに労災認定のあった事業場情報を公表した。

ところが、その後、公表中止を明言するまでになった。事業場名を明らかにすると事業者の協力が得られなくなる、というのが理由だった。

かくして、患者と家族が石綿被害に気がつく大きな契機が失われようとしたが、関係者やマスコミの圧力に負けて、2008年3月28日に厚労省は公表を再開した(本誌2007年11-12月合併号参照)。

この日、厚労省が公表したのは、2005年度、2006年度に「新たに労災認定のあった」2167事業場に止まり、2005年段階ですでに名前を出ている事業場名は公表しなかったことが厳しく批判され、6月にこの部分=164事業場についても追加公表するという失態を厚労省は演じた。

この2008年3月28日の公表内容は、量的にも質的にも驚愕に

# 石綿死者新たに2201人

## 05-06年度 2167事業場名公表

アスベスト(石綿)による健康被害で厚生労働省は十八日、二〇〇五-〇六年度に労災認定を受けた人や、〇六年度に石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となった人が働いていた計二千五百四十四事業場のうち、新たに二千六百七十七の事業場名を公表した。計二千三百八十八人が労災認定と特別遺族給付金支給決定を受け、このうち死者は二千二百一人にのぼった。〇四年度以前に労災認定された五百九十九人と合わせ、認定された死者は二千八百人となった。中部九県の事業場一覽(裏面、関連動画)

厚生労働省は〇五年七月、たまたま五年度以降の認定を非公表を続け、今回、周辺住民や家族、周辺住民に注意喚起するため、〇四年度以前に労災認定を受けた人が働いていた計四百百十五の事業場名を公表。患者支援団体はその後、被害に気づいていない人を救済する

〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。

〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。

厚労省は〇五年七月、たまたま五年度以降の認定を非公表を続け、今回、周辺住民や家族、周辺住民に注意喚起するため、〇四年度以前に労災認定を受けた人が働いていた計四百百十五の事業場名を公表。患者支援団体はその後、被害に気づいていない人を救済する

〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。

〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。

厚労省は〇五年七月、たまたま五年度以降の認定を非公表を続け、今回、周辺住民や家族、周辺住民に注意喚起のため、〇四年度以前に労災認定を受けた人が働いていた計四百百十五の事業場名を公表。患者支援団体はその後、被害に気づいていない人を救済する

〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。

〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。

厚労省は〇五年七月、たまたま五年度以降の認定を非公表を続け、今回、周辺住民や家族、周辺住民に注意喚起のため、〇四年度以前に労災認定を受けた人が働いていた計四百百十五の事業場名を公表。患者支援団体はその後、被害に気づいていない人を救済する

〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。

〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。

厚労省は〇五年七月、たまたま五年度以降の認定を非公表を続け、今回、周辺住民や家族、周辺住民に注意喚起のため、〇四年度以前に労災認定を受けた人が働いていた計四百百十五の事業場名を公表。患者支援団体はその後、被害に気づいていない人を救済する

〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。

〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。

厚労省は〇五年七月、たまたま五年度以降の認定を非公表を続け、今回、周辺住民や家族、周辺住民に注意喚起のため、〇四年度以前に労災認定を受けた人が働いていた計四百百十五の事業場名を公表。患者支援団体はその後、被害に気づいていない人を救済する

〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。

〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。〇五年度に労災認定された特別遺族に、特別遺族給付金(特別遺族年金)一時金を支給する。

業種別の認定者は建築業が最も多く、船舶製造・修理業、鉄道・土石製鋼製造業、鉄道車両と輸送用機器製造業と続く。

一覽表は、厚労省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/dp/public>)の照会窓口に電話(3502)6750、0876、6742、277に迫ると、各地の労働局や労働基準監督署でも提供している。

厚労省の石綿被害に関する事業場追加発表で、日本車両製造(名古屋市熱田区)が全国最多の二十六人の死者を出した。被害の原因は鉄道車両に使われた断熱材だった。

同社は一九五七ころから四四年まで、本社周辺にあった旧名古屋工場と豊川製作所(愛知県豊川市)で、鉄道車両の床下や車体内部の断熱材として石綿を使用、広範囲に石綿をばらまき、密閉した工場内での作業のため外場への飛散はなく、周辺住民から被害報告は

同社は一九五七ころから四四年まで、本社周辺にあった旧名古屋工場と豊川製作所(愛知県豊川市)で、鉄道車両の床下や車体内部の断熱材として石綿を使用、広範囲に石綿をばらまき、密閉した工場内での作業のため外場への飛散はなく、周辺住民から被害報告は

同社は一九五七ころから四四年まで、本社周辺にあった旧名古屋工場と豊川製作所(愛知県豊川市)で、鉄道車両の床下や車体内部の断熱材として石綿を使用、広範囲に石綿をばらまき、密閉した工場内での作業のため外場への飛散はなく、周辺住民から被害報告は

同社は一九五七ころから四四年まで、本社周辺にあった旧名古屋工場と豊川製作所(愛知県豊川市)で、鉄道車両の床下や車体内部の断熱材として石綿を使用、広範囲に石綿をばらまき、密閉した工場内での作業のため外場への飛散はなく、周辺住民から被害報告は

# 日本車両 最多26人 死者数 鉄道の断熱材に使用

2008年3月29日 中日新聞

# 「死者最多に驚いた」

## 日本車両、動揺隠せず

「死者が全国最多と聞いて驚いている」。名古屋市熱田区の日本車両製造本社で、上野祐輔総務部担当課長は動揺を隠さなかった。厚生労働省の発表が終ると、午後三時半から報道機関の問い合わせが相次ぎ、対応に追われた。

一九七〇年代、旧国鉄用の寝台車両や特急車両の断熱・防音材として石綿を使っていた。吹き付け作業は専門業者に委託していたが、グラインダーで形を整える作業は従業員が担当していた。

配線作業を担当していた男性(50)は「自分は携わってないが、作業員の間で石綿は危険」という認識は全くなかった」と振り返った。

雄さん(50)は「まったく知らない」と話している。同社は二年以上前から、周辺住民に対しては「退避を含めた当時は、問い合わせがあれど、状況説明は進めてきた」と話している。

上野課長は「古い社員名簿を元に真剣に取組んだ。被害の漏れはないと思う」と話が、結果として被害者

# 「吸ったのかも」 周辺住民に不安

日本車両製造名古屋工場があった名古屋市の熱田区三本松町の周辺住民は、一九五七年から約十五年間石綿を取り扱っていた事実や、従業員が被害実態を知らされていなかった。六六年に工場南側に開設した河村文雄(60)は「まったく知らない」と話している。工場南に住む事業所の事務員(50)は「健康状態に問題はないが、私も吸い込んでいたのかも」と話している。

男性会社員(50)は「周辺への影響が絶対になかったと早く公表すべきだ」と厚労省の対応に疑問を示した。

八十代の店主(50)は「長らく住んでいるが初耳だ」と突然の公表に驚

# 身近に「知らなかった」



日本車両豊川製作所=28日、愛知県豊川市で、本社へ「わかつる」から

ある。周辺には工場のほか豊川市役所、警察署、野球場などがあるが人家は少ない。それでも事実を知った住民は驚きを隠しきれない。

石綿扱う工場に届け出ゼロに、環境省は二十八日、

大気汚染防止法に基づき現在も石綿を製造、加工していると届け出た施設がゼロになったと発表した。二〇〇六年八月末には十三あったが、〇七年末までにすべての施設が取り扱

きよつとあす無料電話相談

き付け石綿のある建物内での作業などさまざまな作業で被害が認定されているので、問い合わせしてほしい」と呼びかけている。

相談は両日とも午後1-6時。電話番号は、フリーダイヤル(0120)631202と(0120)002385。31日以降も相談に応じる。

今回の公表で被害が製紙や電気機器製造業、流通業やサービス業などさまざまな業種に広がったことが浮き彫りになったのを受け、同会議は「吹

2008年3月29日 中日新聞

値するものだった。

その「驚愕の事実」の中に、鉄道車輛メーカーの被害状況があった。

新聞に掲載されたリスト(30頁)の非常に細かい字を丹念に読んでいくと、

- 【愛知県】 日本車輛製造名古屋工場★11(2, 9)、日本車輛製造豊川製作所17(6, 11)
- 【大阪府】 近畿車輛15(2, 13)

東急車輛製造大阪製作所7 (0, 7) が読み取れる。(括弧内は肺がん、中皮腫の各件数)

川崎車輛、日立製作所笠戸工場の名前は2005年の公表リストにあったため、2008年3月28日のリストにはなかった。(毎日新聞だけは既公表384事業場名も合わせて掲載した。)

Aさんの娘Nさんは、この毎日新聞の細かい字で書かれた中から東急車輛製造大阪製作所を見つけ出して相談電話をかけてこられたのだった。

### 救済されない「時効」 発覚

Aさんからの相談を受けたところ、前述したようにレントゲン1枚と診断書1枚がころうじて残されていた。

東急車両の横浜にある本社人事部に連絡を入れると、和歌山事業所(大阪製作所閉鎖後、移転)で本社担当者と面談ということになった。

Aさんたち家族とともに和歌山事業所に出向いたが、残念ながら確たる話はなく、会社の消極的な姿勢が見て取れた。

そのあと、Aさんの件がIさんに続いて認定され(Iさんからの相談もAさんと同時期に寄せられ労災認定に向けて支援していた)、別途アスベストユニオンに相談されていたSさんという方が認定されるということになったため、東急車両製造に対して補償と情報公開などを求めているということになった。

アスベストユニオンに加入し、団交申し

入れを行い、初めての話し合いが東急車輛大阪支社でもたれたのが、2009年5月25日だった。この日は病気をおして、Iさん本人も交渉に参加した。亡くなる2ヶ月前だった。

同年5月2日付東急車輛宛に出されたアスベストユニオンの「団体交渉要求書」の要求項目は以下の通りだった。

- 1, 貴社の車輛製造事業における粉じん(アスベストを含む)作業の実態とこれまでの安全対策を明らかにすること。
- 2, 貴社による粉じん(アスベストを含む)による被害状況(労災認定及びじん肺管理区分認定、石綿健康管理手帳の支給)を明らかにすること。
- 3, 被災した上記3名の退職者と遺族に対し、謝罪し、補償についての考え方を明らかにすること。
- 4, 今後の安全対策、すでにアスベストをすった労働者や退職者への対応を明らかにすること。
- 5, 以上の内容について、早急に組合との団体交渉を行うこと。なお、開催日時や場所、参加メンバーについては、当組合と相談のうえ決めること。

その後、事務折衝がつづけられたが、最終的に提示された「補償制度」の内容は、年齢や「直接のアスベスト曝露がない業務だった」ことを「理由」として、全員が500万円という内容だった(このときにはTさんも合流していた)。ほかの申し入れ内容についても回答はなかった。

仕事ができなくなったIさんを含めて、とうてい納得できる内容ではないため東急



車輛に再考を促したが会社はこれを断つたため提訴することになったのだった。

500万円については、当初、会社代理人弁護士からは「見舞金であって、訴訟をやるかどうかとは関係ない」との趣旨の説明があった。しかし、いざこれを請求する段階では「訴訟をしないということが条件である」と説明がころっと変わるという、東急車輛の体質を示す一幕もあった。

提訴までの経緯は以上のようなものだった。

話をAさん家族と和歌山事業所に行った道中のことにもどす。

昼食に入ったファミレスでのことだ。同行した長女のSさんが「嫁ぎ先のお義父さんが確か中皮腫で亡くなっている。これは

何か関係があるのでしょうか。」ということで、堺市内の嫁ぎ先を訪ね事情を聞いたところ、確かに腹膜中皮腫で死亡されていること、原因は石綿の梱包に使用された麻袋の回収、再生業者に勤めた経験にあるとみられることがわかった。

ところが、お義父さんが亡くなったのは、2002年1月であるため、相談時点（2008年4月）ですでに時効が完成しており労災請求は不可能、かといって、石綿新法の時効救済は対象外（石綿新法が施行された2006年3月28日以降に時効を迎える事案）だということも判明した。

この件は、新聞報道され、当時、石綿新法改正の焦点であった時効救済の対象拡大に一役買うことになった。

毎日新聞 20080512朝刊 第45121号

**石綿健康被害救済法の労災救済**  
2001年  
3月26日 3月27日

以前に死んで、時効になった労災は **救済**  
以時に死んで、時効になった労災は **救済せず**

（堺の男性のケース）  
00年発症 02年死亡 07年時効成立  
※労災の請求時効は死亡日の翌日から5年

「関西労働者安全センター」（大阪市）に相談し、商店の規模や倒産に關係なく、認定の対象だったと知った。だが、労

## 関連がん、潜伏長く

与野党とも同救済法の後、独立して一時期の改正案を提出して、短期間で時効が来ることは是非が改めて問われそう。

下野さんは1958年、石綿用の麻袋を再手する堺市の商店に勤め、石綿を吸い込んだとみられる。その時、元請けの商店が小規模、74年に倒産したため、労災認定の対応が難しく、現在では救済されない。

石綿関連がんのうち、肺がんは潜伏期間が長く、発症する可能性がある。石綿健康被害救済法で時効の救済ができないケースがあることは、現行の時効規定そのものの妥当性をゆるがすものだ。

通常の労災ならば、事故が起きた時点で本人が仕事上の出来事と認識し、労災申請の強

## 石綿救済法 中皮腫死でも時効

### 堺の男性 労災気付かず

アベスト石綿関連の仕事をして中皮腫で死亡した堺市の下野芳治さん（当時76歳）と遺族が労災認定の資格があることに気付かず、請求の時効（死後5年）が過ぎたうえ、石綿健康被害救済法の時効救済でも救済されないことが分かった。石綿の因果関係が明確とされる中皮腫で救済されない時効例が発覚したのは初めて。石綿関連がんの潜伏期間が長いこと、関連に気付かなかった事例とみられる。

【大島秀利】

石綿救済法の時効救済では、与野党が改正前までの時効成立分を、民主党政原則死後10年までの分を、それぞれ救済する法案を国会に提出している。

**時効の原則 放置できぬ**  
石綿に關係は広く知られていて、中皮腫の被害者の中に、石綿健康被害救済法でも時効の救済ができないケースがあることは、現行の時効規定そのものの妥当性をゆるがすものだ。

通常の労災ならば、事故が起きた時点で本人が仕事上の出来事と認識し、労災申請の強

2008年5月12日 毎日新聞

このように、石綿被害に関する情報公開の効果は非常に大きい。

Aさんの救済、Aさんの長女のお義父さんの新たな時効事案としての発掘と救済は、2008年3月28日の公表再開がなければなかったと言っても過言ではない。

前述したように2008年3月28日の公表では

日本車輛製造名古屋工場11件（肺がん2, 中皮腫9）

日本本車輛製造豊川製作所17件（同6, 同11）

近畿車輛15件（同2, 同13）

東急車輛製造大阪製作所7件（同0, 同7）とあった。

これが、表1の通り、2010年度までの累計認定件数では

日本車輛製造名古屋工場21件（肺がん4, 中皮腫17）

日本本車輛製造豊川製作所32件（同15, 同17）

近畿車輛24件（同4, 同20）

東急車輛製造大阪製作所16件（同1, 同14）と認定件数は大幅に増えた。

これは患者発生が続いていることだけではなく、情報公開の効果とみることができる。

その意味で、厚労省の情報公開の実態が極めて不十分な状態に陥っているのは誠にもって由々しき事態といえる。前述したように、「労災認定件数が減少傾向にあること」と「労災認定事業場の公表割合が全体の2割にも届いていないこと」は関連しているとみるべきだろう。

## 石綿労災

# 690事業所初の認定

## 昨年度 中皮腫死は増加傾向

厚生労働省は28日、記録を基に認定につながるアスベスト（石綿）を吸って深刻ながんなどを発症し、昨年度に労災が認められた従業員がいた886事業所の概要を公表した。うち690事業所が初めて認定者を出した。しかし、労災認定者は減る傾向にあり、厚労省は関連がんの中皮腫死亡

（13面に公表事業所一覧表）  
認定者が出た事業所（事業所不明など非公表含む）は941事業所でうち建設業が54.7%の515あった。

輸入石綿の大半は建材に使用され、過去の建物建設時のほか、今後の改築・解体に伴う石綿被害が懸念される。労災認定者のうち中皮腫患者は08年度に1001人だったが、10年度に498人と減少傾向にある。一方、人口動態統計の中皮腫死者は過去5年間で10

50人から1209人に増加しており、十分な補償を受けられない被害者が増えている。石綿対策全国連絡会 藤の古谷彰事務局長は「医療機関や患者には一医療機関や患者に大事な情報が伝わる中皮腫登録制度の創設や石綿肺がんの認定基準改善を図るべきだ」としている。「大島秀利

2011年11月30日 毎日新聞

労災認定件数が減少傾向にあることについては、中皮腫登録制度の確立といった根本的対策を早急に打つべきだとの指摘も重要で、情報公開の質、量の改善とともに、対処が急がれる。





## 連載 それぞれのアスベスト禍 その19

### 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川 和子

11月25日早朝、患者と家族の会会長の中村實寛氏が永眠された。55歳の若さで胸膜中皮腫を発症して以来、8年余に及ぶ闘病生活に幕を閉じたのだ。

故中村實寛氏と出会ったのは、2003年の10月の終わり頃だった。事務所の電話に「胸膜腫瘍でも労災になりますか？」との相談電話が架かってきた。最初に電話に出たのは事務局の田島さんだった。すぐに私が電話を代わり、話を聞いた。まずは一度会ってから、ということで彼は安全センターの事務所を訪れた。

鹿児島県で生まれて中学を卒業後は、宮崎県で大工見習いとして働いたこと。必死で仕事を覚えて他の人よりも早く一人前の大工になり、大阪に出てきたこと。彼の半生を聞かせて貰い、その仕事の中で常に石綿の危険に曝されていたこともよく解った。

病院の資料を見せて貰うと「胸膜腫瘍」と「胸膜中皮腫」のふたつの病名が記載されてい

た。だから先程の様な問い合わせ電話となったことが理解できた。その後の医師への確認により「胸膜中皮腫」に間違いないと判明。

労災申請するには事業主証明が必要だ。元同僚証言もいる。元同僚証言は力強い協力者がいて、簡単に得ることが出来た。しかし事業主証明がなかなか得られなかった。その理由は後で解ったのだが、当時の会社は倒産寸前で社長はその対策に追われて「それどころでは無い」状態だったようだ。

申請から7カ月後、やっと労災認定が決まった。中皮腫を発症後は健康保険の傷病



ご自宅で奥様と（撮影：今井明）

手当金を支給されていたが、それも一年半で途絶えてしまうのだ。傷病手当金が途絶える直前の認定に心より安堵した…と、彼は語っている。そして労災認定になった後の彼の人生は、アスベスト運動と共にあった。

患者と家族の会初代会長は故齋藤文利氏だった。故齋藤文利氏は電気工事業により石綿肺がんを発症して長きにわたる闘病後、2007年5月に逝去された。彼はその遺志を引き継ぎ2人目の会長として2007年11月に就任した。故齋藤会長は患者と家族の会の草創期に尽力し、故中村会長においてはクボタショック以後の被害者救済に大きな力からを注いで貰った。その間は多くの仲間の死に直面し、哀しさと悔しさと静かに頭を垂れる姿は今も脳裏に焼き付いている。

「元気な患者さん」の代名詞だった彼も、いつしか体調不良を訴えることが多くなっていった。そして徐々に呼吸苦との闘いになった。最期に会ったのは23日だった。

酸素吸入をして息が苦しいなかでも、笑顔を決やさない彼の眼からは涙が流れていた。私はこの涙の中に、彼との8年間の歳月を見出していた。細い腕だったが、しっかりと握手した。彼の手から伝わる、言葉にならないものを感じた。

「明後日の11時頃来るからね」と約束して帰路についたが、その約束を待たずしてその日の早朝に彼は旅立って逝った。

お別れの棺の中には、関東支部から持参してくれた千羽鶴が収められた。家族の会の仲間が折った鶴も彼と共に飛び立った。

故中村實寛氏により、多くの被害者が励まされ勇気づけられたことを感謝し、心よりご冥福をお祈り致します。中村さん、本当にお疲れ様でした。



## 明日への伝言

### アスベストショックからノンアスベスト社会へ

未曾有のアスベスト公害「クボタショック」の被害者が「助けてほしい、命と、心と、家族を…」と訴え、「緩慢なる惨劇」に立ち向かう医師・支援団体の取り組みの記録、会報に綴った患者と家族の生きる証の手記。

編著 中皮腫・アスベスト疾患 患者と家族の会 尼崎支部  
尼崎労働者安全衛生センター  
発行 アットワークス／2011年6月発行  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/73.html>)  
体裁 A5判・320頁・ソフトカバー  
定価 1,890円(本体1,800円+税)

# アスベスト報道ダイジェスト 2011年10-11月

- 10/5 建設作業中に吸い込んだアスベストで健康被害を受けたとして、福岡や長崎、大分県など在住の建設作業員と遺族計32人が、国と建材メーカー44社を相手取り約7億3150万円の損害賠償を求める訴訟を福岡地裁に起こした。建設現場でのアスベスト被害者の集団提訴は九州で初めて。提訴したのは、大工や解体工などに従事して、肺がんや中皮腫にかかった労働者19人（うち10人は死亡）とその遺族。労働者1人あたり3850万円の損害賠償を求める。
- 10/13 尼崎市のクボタ旧神崎工場や日本通運倉庫などでアスベストの運搬に関わり、中皮腫など石綿関連疾患で死亡したのは会社側が安全配慮義務を怠ったためとして、亡くなった日本通運の元社員5人の遺族16人が、日本通運とクボタに計2億2250万円の損害賠償を求める訴訟の第13回口頭弁論が神戸地裁尼崎支部であった。夫を悪性胸膜中皮腫で亡くした妻が意見陳述した。
- 10/18 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は22日広島市西区の三篠公民館でアスベストによる健康被害相談会を開く。相談は無料。人口動態統計の中皮腫による死者は、95年は全国で500人だったが、近年は毎年1000人を超え、昨年は過去最悪の1209人。県内でも95年の16人に対し、昨年は47人と大幅に増加した。昨年度の石綿疾患の労災保険給付の状況は広島県は請求70件、支給決定61件で全国で5番目に多い。
- 10/21 胸膜中皮腫で7月に死亡した静岡県富士市の女性（当42）の遺族4人が「幼いころ母の衣服に付いていたアスベストを吸い込んだため」として、女性の母が勤めていた同市のパイプ製造会社「富士化工」に約9100万円の賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が静岡地裁であり、女性の夫が「大切な人の命をアスベストと富士化工が奪った」と意見陳述した。女性の母は1972年から同社工場で働き、女性は隣の託児所に入所し、母の作業服に付いたアスベストを吸引。約40年後の10年9月に胸膜中皮腫と診断され今夏亡くなった。同社に勤務しアスベスト関連疾患で労災認定された人数は19人。その一人は女性の母親で、女性と同様に胸膜中皮腫にかかり死亡している。労働者を介してアスベストを吸引した家族が罹患する「家族暴露」を巡る訴訟は珍しい。
- 10/25 中村實寛さん（63）中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会長が悪性中皮腫と肺炎のため死去。中村さんは中皮腫患者として国に窮状を訴え、待遇改善に尽力した。
- 10/26 大阪府泉南地域のアスベスト工場の元労働者らが、アスベストによる健康被害の損害賠償を求めた訴訟で、原告55人が約11億3200万円を求めた第2陣の審理は、大阪地裁で結審した。判決は来年3月28日。第1陣原告34人の訴訟では、昨年5月に1審大阪地裁判決がアスベスト被害を巡る国の不作為責任を初めて認め、約4億3500万円の賠償を命じた。しかし、大阪高裁は今年8月、国の責任を否定して1審判決を取り消した。第1陣原告は上告している。
- 11/1 在職中にアスベストを吸って肺がんになったのに、団体交渉を会社が拒否したのは不当労働行為だとして、労働組合「アスベストユニオン」が山口県労働委員会に救済を申し立てた。宇部市の男性（63）は67年7月～08年12月、プラスチック製造会社「ユーエムジー・エービーエス」の宇部工場の職員として、ダクトの保守や修理などを担当。08年10月に肺がんが見つかり、09年7月に労災と認められた。男性は退職後に同社と3回、社内規定に基づく補償を求めて交渉したが、進展がないため、同ユニオンに加入。ユニオンは今年8月と9月に会社側に団体交渉を申し入れたが、拒否された。
- 11/3 クボタは兵庫県尼崎市の旧神崎工場でアスベストが原因の死者が9月末で311人になったと発表した。今年3月末から11人の増。内訳は元従業員が3人増の155人、周辺住民は8人増の156人。救済金制度の受給申請は、3月末から10人増えて累計247人。うち225人を認定し、救済金を支払った。
- 11/10 被災地で山積みされたがれきなどに含まれるアスベストの深刻な影響被害が心配されている。石巻市で働く作業員たちのほとんどは防じんマスクなどとしておらず、対策をしている人もせいぜい安物の風邪用マスク程度。その危険性が周知されているとは言い難い。アスベストの平均潜伏期間は30年とも言われており、阪神淡路大震災におけるアスベスト被害の労災認定を支援したNPO法人「ひょうご労働安全衛生センター」の西山和宏事務局長は、「とにかく今のうちに会社に『何年何月から何年何月までがれき撤去や解体に従事した』との証明書をつくってもらうこと。労災認定への証拠になります。」という。古い建物も多い被災地では、アスベスト被害がより深刻化していく可能性が高い。
- 11/9 ニチアス王寺工場と竜田工業のアスベスト健康被害問題を巡り、奈良県独自の調査方法話し合う「県アスベスト被害実態調査委員会」の第3回会合が9日、奈良市内であった。当初計画していた両社の従業員を対象とした疫学調査が、ニチアスなど関係機関の協力が得られずに実現しない可能性が出てきた。このため、同委員会は代替策として、国の健康リスク調査の結果を詳細に分析する方向で検討を始めた。両社の従業員の間で石綿関連病の発生率が低下する時期を調べ、周辺住民が「安心」と言える時期を見極めるのが調査の目的だった。調査には両社の従業員名簿が欠かせないため、県は協力を要請。ニチアス側は「自分は前向きな姿勢を示したが、昨年10月に元従業員らが損害賠償請求訴訟を起こした後、態度を後退させたという。」

- 11/16 アスベスト被害の救済を巡り労働組合「ひょうごユニオン」が、退職者らに企業との団体交渉権を認めなかった兵庫県労働委員会の決定取り消しを求めた訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷は10日付で、県と企業側の上告を棄却した。退職者の団交権を認めた2番大阪高裁判決が確定した。決定は5人の裁判官の全員一致。原告弁護士は「潜伏期間が長い原発の放射線被害や、病原菌による発症などにも適用しうる」と決定の意義を話した。訴訟の対象となったのは、神戸市のタイヤ製造大手「住友ゴム工業」の工場で石綿を使う工程を担当し97年と00年に退職した元従業員2人と、00年に中皮腫で死亡した元従業員の妻の計3人。退職後に補償制度確立を求めて団交を要求したが同社は拒否。同ユニオンが06年11月、県労委に救済を申し立てたが、却下され提訴した。1審神戸地裁判決は遺族を除き、退職者2人について団交権を認める初の司法判断を示した。高裁判決も1審を支持し、退職者2人について「非常に長い潜伏期間がある石綿疾患の特殊性を考えれば、合理的期間内に申し入れがあった」と認めた。
- 11/21 三重県四日市市はアスベスト関連疾患の悪性胸膜中皮腫で08年に死亡した市職員の男性(当60)が8月15日付で公務災害の認定を受けたことに伴い、見舞金3000万円を支払うための補正予算案を12月議会に提案すると発表した。アスベストによる公務災害の認定は同市では初めて。男性は05年に退職するまで水道課職員として勤務。
- 11/22 大分県佐伯市は市営住宅の6団地16棟の178戸の天井や壁に、国の基準を上回るアスベストが使用されていたと発表。いずれも75～80年度の建設。来年4月以降に壁などの上から塗装してアスベスト飛散を封じ込める。
- 11/24 実家の庭にアスベストなどの産業廃棄物を不法投棄したとして、大阪府警は自称トラック運転手を廃棄物処理法違反(投棄禁止)の疑いで逮捕した。産廃の大半は吹き付けアスベストで、府が先月、行政代執行で強制撤去した。逮捕容疑は08年10月ごろ、大阪府河内長野市の実家の庭に、アスベストなどの産廃約13トンを不法投棄した、としている。
- 11/25 環境省は、アスベスト救済法に基づいて(独)環境再生保全機構に申し出のあった、医療費等の申請125件、特別遺族弔慰金等の請求25件に対して、認定疾病に関する医学的判定を行った。医療費等申請のうち中皮腫・肺がんに関しては、108件中67件(中皮腫57件、肺がん10件)が「認定疾病と判定」、8件(中皮腫4件、肺がん4件)が「認定疾病でない」と判定、33件(中皮腫18件、肺がん15件)が「判定保留」。著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚に関しては、17件中5件(全てびまん性胸膜肥厚)が「認定疾病と判定」、9件(石綿肺5件、びまん性胸膜肥厚4件)が「認定疾病でない」と判定、3件(石綿肺1件、びまん性胸膜肥厚2件)が「判定保留」。特別遺族弔慰金等の請求では、『施行前死亡者に係るもの』に関しては、3件中1件(肺がん)が「認定疾病でない」と判定、2件が「判定保留」。『未申

- 請死亡者に係るもの』に関しては、20件中13件(中皮腫12件、肺がん1件)が「認定疾病と判定」、4件(中皮腫2件、肺がん2件)が「認定疾病ではない」と判断、3件(中皮腫1件、肺がん2件)が「判定保留」。著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚のうち、『施行前死亡者に係るもの』は、1件(びまん性胸膜肥厚)で「判定保留」。『未申請死亡者に係るもの』に関しては、1件(石綿肺1件)で「判定保留」。これまでの判定分とあわせると、医療費等の適用対象とする罹患事例のうち中皮腫・肺がんの累計は3,765件(中皮腫3,067件、肺がん698件)、石綿肺・びまん性胸膜肥厚に関しては25件(石綿肺6件、びまん性胸膜肥厚19件)、特別遺族弔慰金等の適用対象とする罹患事例のうち中皮腫・肺がんの判定件数は『施行前死亡者に係るもの』が144件(中皮腫5件、肺がん139件)、『未申請死亡者に係るもの』は307件(中皮腫242件、肺がん65件)、石綿肺・びまん性胸膜肥厚に関しては、3件(石綿肺1件、びまん性胸膜肥厚2件)となっている。
- 11/27 綾瀬市深谷中の市立綾瀬小学校の旧校舎解体工事でアスベストが使用された煙突が飛散防止措置をとらずに解体された問題で、市は解体工事当時に在籍した児童ら関係者850人分の名簿などの資料を永久保存することを決めた。健康被害など補償が必要な事態が起きた場合に備えた措置。工事設計書やアスベストの調査報告書なども保存する。
- 11/29 厚生労働省はアスベストを吸ってがんなどを発症し、昨年度に労災認定された従業員がいた886事業所の概要を公表した。うち690事業所が初めて認定者を出した。認定者が出た事業所は941事業所で、うち建設業が54.7%の515あった。10年度に労災認定されたのは994人、救済法認定者は41人。都道府県別で公表事業所が最も多いのは大阪の100事業所で、東京(95)、神奈川(82)と続いた。労災認定者のうち中皮腫患者は06年度に1001人だったが、10年度に498人と減少傾向にある。一方、人口動態統計の中皮腫死者は過去5年間で1050人から1209人に増加しており、十分な補償を受けられない被害者が増えている。
- 11/30 仙台市は解体工事中の旧ホテルサンルート仙台周辺の大気中から、世界保健機関(WHO)が定める基準を大幅に上回るアスベストが検出されたと発表した。市は飛散防止対策が完了するまで作業を中止させ、市衛生研究所で詳細な検査を進めている。市環境対策課によると立ち入り検査をして環境測定を行った結果、ホテルの敷地境界で大気1リットル当たり10本以上のアスベストが検出された。市の調査で、工事を請け負った東洋環境開発が解体するに当たりアスベストを除去しないまま作業を開始した箇所があったことが判明。

## 韓国からのニュース

### ■現実になった中皮腫の恐怖、『救済制度』知らせよう

環境部は今年1月から環境性石綿曝露による健康被害者に対する救済制度を施行している。石綿は1級発癌物質で、悪性中皮腫など人体に致命的な病気を起こすと知られており、労働者の場合『産業災害補償保険法』などによって労災補償を受けるが、石綿鉱山や石綿工場の周辺に居住する住民を始めとする環境性石綿曝露による健康被害者は、具体的な原因を糾明できず、当然の補償と支援を受けることができないのが実情だった。

政府はこのような問題点を補完するために、石綿被害判定委員会で医学的な証明資料と石綿曝露から発病までの潜伏期間、曝露歴などを総合的に考慮して、石綿被害の認否と被害等級を決めることにした。但し、原発性悪性中皮腫は石綿による特徴的な疾患であるため、申請者が石綿への曝露歴を証明できなくても、すべて石綿被害と認定している。

これに伴い、4月にソウル市で初めて、石綿被害者の補償がされた。ソウル市によれば石綿被害救済法により石綿被害者と認められた故・キム某氏の遺族など9人に、約9千万ウォンの救済手当を支給した。9人のうち被害者3人に療養手当、療養生活手当として779万9190ウォンを、被害遺家族6人には8263万8050ウォンを各々支給した。

3月までのソウル市の申請者16人のうち、12人(悪性中皮腫10人、石綿肺症2人)が石綿被害を認められた。

石綿被害補償費は産業界、国、地方自治体が分担して用意し、ソウル市は被害補償額

の10%を負担している。

環境性石綿曝露であって、具体的な発病因子を明らかにできない場合も、石綿被害救済法によって被害補償を受けられる。石綿被害救済法施行以前に家族が石綿疾患で死亡したケースでも、法施行日から5年以内に申請すれば、支給手続きによって救済を受けることができる。

石綿被害認定を申請しようとする場合、まず石綿被害検診医療機関に指定された病院で検査を受け、診断書の発給を受けなければならない。ソウルには17の指定病院がある。

提出書類が完備すれば石綿被害救済のために管轄区庁に申込書と被害証拠書類を提出することになる。2011年10月5日 民衆の声 ホン・ミンチョル記者

### ■労災認定率、5年連続下落／「労災保険法改正せよ」与野党議員が国政監査で疾判委制度の改善を注文

産業災害認定率が5年連続下落したことが分かった。業務上疾病の可否を判定する勤労福祉公団傘下の業務上疾病判定委(疾判委)がまともに運営されず、対策作り急がれるという声が高い。

国会環境労働委員会のイ・ミギョン民主党議員は5日、国会で行われた勤労福祉公団の国政監査で「2006年に91.4%であった労災認定率が毎年下落し、今年6月には88.5%まで落ちた」と明らかにした。イ議員が公開した資料によれば、今年の業務上疾病の労災認定率は53.4%に過ぎなかった。2006年の業務上疾病の労災認定率が68.6%であったことを勘案すれば、5年間で15.2%減少した。



業務上疾病の内、代表的な過労性災害の脳心血管関係疾患は18%しか労災と認められなかった。疾判委が新設される前の2007年、脳心血管関係疾患の労災認定率は43.7%であった。職業性癌の場合、2008年21人、2009年17人、2010年31人が労災と認定された。

しかし肺癌を除く他の癌の労災認定率は、1年に10人のレベルに止まった。ドイツ・イギリスなどの先進国が1年に1千人ほどを労災と認定しているのに比べて非常に低い。

この日与野党の議員は「疾判委がまともに運営されておらず、このような結果を招いた」と声を揃えて叱責した。公団の資料によれば、疾判委の判定結果が地域別で偏差が非常に大きい。例えば、今年はソウルの認定率が最も低く、光州が最も高かったが、二つの地域の差が何と23%もあった。地域別の疾判委の具体的な審議と認定基準が異なり、差が激しいためだ。

イ・ミギョン議員は「産業災害補償保険法を改正して労災の幅を広げなければならない」と付け加えた。2011年10月6日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

■韓国通信、心臓まひ・突然死で1週間に2人死亡／今年だけで心臓まひ・突然死7人、自殺3人

KT労働者2人が相次いで亡くなり論議になっている。

労働界によれば6日、KT大田NSC論山運用チームで働くチョン・某(50)氏が死体で発見された。チョン氏はこの日午前、局舎から点検に出て、午後3時22分以後に連絡が途絶えた。同僚が午後11時50分頃、局舎内でチョン氏を

発見したがすでに死亡した後であった。7日に解剖検査を実施したが、最終結果はまだ出ていない。

チョン氏は最近遺族に「8人でしていたことを2人でしようとするが、手に追えない」。「チーム同士を競争させて成果給を支給するために、あまりに荷が重い」という話を度々していたと伝えられた。チョン氏の遺族は〈毎日労働ニュース〉との電話で「2人1組で現場勤務に出て行っておれば、すぐに119を呼んで応急対処ができただろう」と悔やんだ。遺族は会社が労災を認めるまで、出棺を先送りする考えだ。

NSCはネットワークサービスセンターの略字で、ネットワークの維持・保守業務の全般を扱っている。KTは昨年6月、ネットワーク業務に従事する労働者900人余りを配置転換した。このため、ネットワーク業務労働者の労働強度が高くなり、配置転換した労働者の業務ストレスが加重されたという指摘が相次いでいる。

今月5日の明け方にも、京畿南部NSC南水原運用チームで働くユン・某(50)氏が心臓まひで亡くなった。7月には、NSCで顧客コンサルティング業務に配置転換されたカン・某(50)氏が、支社の建物の屋上から身を投げ

て命を絶った。

KT 新労組は声明を出して「KT の無分別なリストラと殺人的な労働強度が起こした事故」として「雇用労働部に特別勤労監督を要請するなど、あらゆる手段を動員してKT 職員の引き続く死についての真相と、経営陣の責任を最後まで追求する」とした。

KT 関係者は「(続く職員の死亡の知らせに)当惑し、戸惑っている」としつつも「仕事をしていて事故が起きたのなら、原因によって対策もとれるが、突然死が多くて原因を究明するのも容易ではない」と話した。

KT 労働人権センターが集計した資料によると、KT 在職者の中で、今年亡くなった労働者が 14 人に達する。このうち、突然死や心臓まひで亡くなった職員が 7 人、自殺した職員が 3 人だ。ホン・ヨンピョ民主党議員は労働部の国政監査で「2009 年 12 月の KT 特別名誉退職以後に死亡者が急増している」として、対策作りを求めた。3 日にはチョン・某希望連帯労組 KTCS 支部長と推定される死体が、全焼した車の中から発見された。前支部長もやはり 2008 年に KT を名誉退職していた。2011 年 10 月 10 日 チョ・ヒョンミ 記者

### ■産業現場の事故死亡者、10 人中 4 人は建設労働者

韓国産業安全保健公団は 11 日、昨年の産業災害統計によると産業現場の事故死亡者は全部で 1383 人で、このうち 556 人(40%) が建設業で働いていたと明らかにした。建設業で発生した事故死亡者 556 人のうち、302 人が墜落で死亡し、次に崩壊・倒壊、落下・飛来、衝突、巻き込まれと挟まれの順で死亡者が発生した。

特に今年の上半期には、建設業従事者 295 人が産業災害で命を失った。これに対し公団は大韓建設協会と業務協約を結んで、共

同災害予防活動を宣言した。

公団はこの協約の締結により、△建設災害統計資料と災害事例の提供、△技術資料開発と普及などを支援し、大韓建設協会はこれを活用して、全国 7 千の会員会社を対象に建設労働者の災害予防活動に取り組む。

ペク・ホンギ公団理事長は「建設労働者の安全確保のために、建設産業の求心体の役割をする大韓建設協会と気持ちを共にしたことに大きな意義があり、建設業に安全文化が広がるように支援を惜しまない」と話した。2011 年 10 月 11 日 民衆の声 ヤン・ジウン記者

### ■起亜車白血病労働者、また労災認定／金属労組『職業性癌』患者 60 人余を追加で労災申請

起亜自動車の華城工場エンジン部署で働いて白血病と診断されたチェ・某(41)氏に対して、勤労福祉公団が業務上災害を認めた。

金属労組によると、20 日午前、公団はチェ氏の身体に現れた白血病症状は職業性疾患と判断されると通知した。7 月には韓国産業安全保健公団がチェ氏が働いていた工程に関する疫学調査を行い、チェ氏の病気が労働環境によるという結論を出している。

チェ氏は 95 年から起亜車華城工場のエンジン部署で、自動車のエンジンの異常の有無を確認する仕事をしてきた。仕事の過程ではガソリンと不凍液などがいつも顔に飛んできた。発癌物質に持続的に曝露していたわけだ。チェ氏は今年 1 月、病院を訪れて白血病と診断され、4 月に金属労組と一緒に労災申請を行った。

チェ氏以外にも 34 人の労働者が労組と共に労災申請を出した。この日現在までに労災と認められたのは 3 人、このうち 2 人が起亜車の所属だ。チェ氏と同じように白血病が労災と認定された起亜車の労働者チョ・

某氏は、病状が悪化して3月に亡くなった。この日までに労災の不承認決定を受けた人数は4人だ。

労組関係者は「自動車の塗装業務に続いて、エンジン部署まで労災が承認されたことによって、完成車の事業場内の他の工程で働く労働者にも職業性癌を認められる可能性が高まった」。「来月にも60人規模の職業性癌の集団労災申請を出す計画」と話した。2011年10月21日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

### ■感情労働も産業災害誘発する危険要因／「労働安全保健体系で管理できるように法改正を」

感情労働を、産業災害を誘発する有害・危険要因と規定しなければならない。チョン・ジンジュ社会健康研究所所長が、生き生き女性労働行動が主催した『対案女性労働フォーラム－感情労働と労働安全』の討論会で話した。

顧客の満足のために、自身の感情を押さえて無条件に合わせなければならない感情労働は、流通業・病院・銀行・公共交通・公共機関・電子製品修理業など、顧客と対応する労働者に必然的に伴う労働だ。ヨーロッパなど先進国では、感情労働を将来主要に浮び上がる社会・心理的有害・危険要因だとして着目し、相談と教育を実施してきた。

チョン所長は「韓国でも産業現場では感情労働による様々な健康問題が発生しているが、製造業中心の安全保健対策のために、感情労働の深刻性が認識されていない」と指摘した。

労働者が体験する苦痛は様々だ。チョン所長は「感情を抑制すれば、心臓疾患と、神経体系を過度に使うことによる高血圧と、癌発生率を高める」とし、「精神的には自己嫌悪感とうつ病、冷笑などの現象を産む」と

心配した。しかし、労働者は気分転換をしたり離職をするなどの個人的な方法で問題を解消している。チョン所長は労働者に転嫁された感情労働に伴う苦痛を、社会と企業が分け合わなければならないと主張した。

彼は「政府は労災を誘発する主要な危険有害要因に感情労働を含ませ、一般的な労働安全保健管理体系の中で管理できるように、産業安全保健法を改正しなければならない」。「消費者と会社に対する社会的な教育を実施し、態度変化を誘導しなければならない」と話した。また「会社は不良な顧客に対する対処法を準備するなど、感情労働について健康問題を提起できる通路を事前に用意し、労働条件を改善しなければならない」と付け加えた。2011年10月28日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

### ■『職業病の立証責任分配』産災法改正案を歓迎

1日にイ・ミギョン民主党議員の代表発議で、業務と疾病の因果関係に対する証明責任を、被災労働者と勤労福祉公団が分配する内容の産業災害補償保険法改正案が国会に提出された。

骨子は、労働者が有害・危険要因を取り扱ったり、曝露した経歴があるという事実だけを証明すれば業務上疾病と推定し、公団が、労働者が当該有害・危険要因の取り扱い・曝露では疾病が誘発されないという事実と、有害・危険要因の取り扱い・曝露と、疾病との間に因果関係ないという医学的事実、この二つを証明すれば業務上疾病とは推定しないということだ。

改正案は業務上疾病に罹った労働者が、産災保険の給付を請求する時に身体で感じる現実的な困難を減らすもので、その趣旨を歓迎し、共感する。

ただし、今回の産災保険法改正案が検討



される過程では、次のような内容を総合的に考慮して欲しい。

### 『改正案の内容』

産業災害補償保険法の一部を次の通り改正する。

第37条の2を次の通り新設する

第37条の2（証明責任の分配） 勤労者が第37条第1項第2号（業務上の疾病）ア、によって業務上疾病に罹った場合、勤労者が業務遂行過程で、上記ア、の健康に障害を起こす要因を取り扱ったり、それに曝露した経歴があるという事実を証明すれば、第37条第1項但し書きによる相当因果関係があるものと推定する。但し、公団が次の各号の事実をすべて証明すれば、その限りではない。

- 1、勤労者が健康に障害を起こす要因を取り扱ったり、それに曝露する業務時間、それに従事した期間と業務環境などに照らしてみた時、勤労者の疾病を誘発しないという事実。
- 2、勤労者が健康に障害を起こす要因を取り扱ったり、それに曝露したことが原因となって、その疾病が発生したものではないという医学的な事実。

現行の産業災害補償保険法にも、改正案と似た業務上疾病認定基準が存在する。

産災保険法施行令第34条には、いくつかの要件に該当すれば業務上疾病と看做す規定がある。該当要件は有害要因との曝露経歴、職業病を誘発する程の有害要因と疾病の関連性があるという医学的な所見があれば、直ちに業務上疾病と看做されると解釈される。

しかし職業病の場合、医学的所見が明確にされるケースは珍しい。業務上疾病は既存の疾患（または、基礎疾患）と併合された

り、既存の疾患が業務上の有害・危険要因によって悪化するケースがほとんどで、これを明確に判別するのはかなり難しいからだ。

今回の改正案もこのような問題点を依然として抱えている。すなわち、労働者が有害・危険要因の経歴を証明し、公団はその経歴の程度を参考にして、業務上疾病を誘発しにくいという医学的所見を根拠に不承認にすれば、有害・危険取り扱いの経歴だけで業務上疾病と推定された労働者には、このような『推定』が簡単に崩されるからだ。

また『推定』されるとしてもこれは推定に過ぎず、相当因果関係あるという確実な看做し規定ではない。したがって改正案第37条の2、本文の『推定する』を『看做す』に、同条第2号の『医学的事実』を『明白な医学的事実』と規定すれば、今回の改正案の趣旨が十分に活かせるだろう。

今回の改正案は民生法案として与党の議員と一緒に共同発議した点から見て、必ず今回の定期国会で通過するものと期待している。2011年11月4日 労務法人「労災」・代表労務士 ムン・ウン

### ■事業場健康診断怠れば直ちに過怠金賦課

事務職労働者は2年に1回、その他の労働者は1年に1回、必ず健康診断を受けなければならない。

雇用労働部は今年から事業場の健康診断を実施しない場合、是正の機会を与えず、直ちに過怠金を賦課すると明らかにした。労働部によれば、今年4月に産業安全保健法施行令が改正されたことによって、5月からこのような規定が施行されている。これ迄は健康診断をしなければ1回の違反には是正の機会を与え、2回目の違反から労働者1人当たり20万ウォンの過怠金を賦課された。

労働部は法改正後からは、最近2年間の

違反回数により1回5万ウォン、2回10万ウォン、3回15万ウォンの過怠金を累増して賦課している。一般健康診断の場合、1～2年に1回、特殊健康診断は有害物質の種類によって6ヶ月～2年に1回の健康診断を実施しなければならない。

労働部は、労働者に健康診断をしなかったことのある事業場2万ヶ所に、法改正の内容を記した案内公文書を発送する一方、健康保険公団を通じて関連事項を案内する予定だ。ムン・ギソプ労働部労災予防補償政策官は「健康診断は決まった周期に実施しなければならない」、「これを守らなければ疾病を予防する機会を逃すことになる」と話した。2011年11月3日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

#### ■ 50才以上の高齢労働者の労災死亡が増加／9月末の業務上災害死亡者、6.1%増加の1024人…2人に1人は『高齢層』

50才以上の高齢労働者が就業戦線に駆り出され、業務上事故による死亡者も急増していることが明らかになった。

8日に雇用労働部が発表した9月末産業災害統計によれば、今年に入って9月までに1024人の労働者が業務中の事故で命を失ったことが分かった。昨年同期より59人(6.1%)増加した。業務上事故の死亡万人率も対前年比6.1%増加した0.7を記録した。

業務上事故の死亡者は建設業(453人)が28.6%で最も多く、製造業(412人)がこれに続いた。また、輸送倉庫通信業では103人の労働者が亡くなり、昨年同期より15.7%増加した。

規模別には、5人未満の事業場で335人が死亡し、昨年より25.9%も増えた。5～49人の事業場も419人で、5.8%増加した。業務上事故の死亡者の73.6%が50人未満の事業場で発生した。

年齢別では50～54才の死亡者が昨年より25.8%増加した190人となった。55～59才も148人(4.9%増加)が業務上事故で死亡した。60才以上の死亡者は231人で、対前年比20.3%も激増した。業務上の事故死亡者の2人に1人は50才以上の高齢労働者であった。

今年に入って、労働市場に50～60代の就業者数が急増したのと関係がなくはない。50代の就業者数は8月に30万人増加したのに続き、9月にも24万1千人増え、60才以上の就業者数も同期間に18万2千人、11万4千人増え、雇用増加傾向を主導した。これらの職場は低賃金・非正規職で、労働環境も劣悪だ。実際に、今年8月現在の統計庁の調査によれば、600万人に達する非正規職の内、3人に1人が50代以上の高齢労働者だ。

労働部の関係者は「今年に入って災害率は持続的に減少している反面、業務上事故の死亡者は増加しており、地方官署別に脆弱業種に対する集中管理対策を作って施行中」と話した。2011年11月9日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

#### ■ 『職場内のセクハラが呼んだうつ病』／福祉公団天安支社、現代車牙山の構内下請け労働者に労災認定

勤労福祉公団が職場の上司から持続的にセクハラにあった後、憂鬱障害となった女性労働者に、業務上災害を認めた。

25日、公団・天安支社は現代自動車・牙山工場の構内下請け労働者として働き、セクハラの実態を暴露した後に解雇された朴・某(46)氏に対して、労災を認めた。製造業の事業場内で発生したセクハラ被害を、業務上災害と認定した初めての事例だ。労災承認理由を記した決定文は28日頃公開される予定。

朴氏は現代車・牙山工場の構内下請け業者で、品質検査職員として14年間働き、2009

# 過労死 企業名を開示

## 労働局決定取り消し

大阪地裁判決

社員が過労死した企業名の情報公開をめぐる行政訴訟の判決が10日、大阪地裁であり、田中健治裁判長は大阪労働局の不開示決定を取り消した。原告側によると、過労死をめぐって企業名を開示させる司法判断は初めてという。

訴えたのは、全国過労死を考える家族の会（代表で、京都市在任の寺西繁子さん）(2)。厚生労働省が時間外労働などの過労死基準を設けた後の2002〜08年度を対象として、情報公開法に基づき、大阪労働局管内で過労死認定された社員のいる企業名の開示を09年8月に求めた。労働局が「個人名が特定される恐れがある」と不開示を決めたため、同年11月に提訴した。

### 遺族「社会で監視を」

「これで企業が本気になつて、過労死対策に取り組んでくれる。判決後、大阪市内で記者会見した寺西さんは力を込めた。1996年2月、飲食チェーン店長だった夫（当時49）を長時間労働による過労自殺で亡くした。この死を教訓に、過労死のない社会にならなければ、この思いから、遺族の支援などに取り組む「全国過労死を考える家族の会」に入り、判決は、企業が不開示されても、その企業で過労補償給付を申請した社員名など具体的な情報を得ることは一般的には不可能で、個人を特定することはできないと指摘。「開示されれば、取引先の信用を失うな

(岡本玄)

年4月から会社幹部2人によるセクハラにあった。朴氏は昨年9月に国家人権委員会に陳情書を提出した。国家人権委員会はセクハラに加害者2人に、各々300万ウォンと600万ウォン、会社代表に900万ウォンの損害賠償金を支払うように勧告した。

しかし、会社側は人権委の勧告を無視し、「会社の名誉を失墜させた」という理由で朴氏を懲戒解雇し、『社長の健康悪化』を理由に廃業した。朴氏を除く残りの職員は別の業者に転籍した。

セクハラと解雇という二重苦に苦しむことになった朴氏は、憂鬱障害と睡眠障害に苦しめられた。チン・ソンフン精神科専門医は診断書で「朴氏が職場で持続的な性的嫌がらせにあって、きついストレスを受け、度々セクハラ場面が思い出されて、直ぐに驚いたり、不眠・憂鬱・不安症状を訴えている」。「心理的安定と薬品治療、症状に対する観察が要求される」と話した。

労働界は今回の労災認定で、似た様な苦痛を味わっている職場内セクハラ被害者の労災申請が続くものと期待している。朴氏

のケースのように、職場内のセクハラが誘発した疾患に関する医学的な立証が可能なら、被害補償の道が広がるものと予想される。

一般的に業務上災害が認められるためには、疾病と業務の関連性が認められなければならない。今年の初め日本では、職場の上司からセクハラにあったあげく精神疾患に罹った女性派遣労働者が、労災と認められて注目された。日本政府は該当女性労働者の疾病について「業務が原因」と判断し、休業補償手当を出すことにした。

国内でも職場内のセクハラが労災と認定されたケースがある。最初の事例は2000年、釜山のセマウル金庫の女子職員・イム・某氏が上司から性暴行されて負った全治3週間の傷が労災と認定されたケースだ。訪問販売の労働者など事業場外で働く労働者がセクハラにあった後、精神疾患に苦しめられて労災を認められたケースもある。2011年11月28日 毎日労働ニュース ク・ウンフィ記者

(翻訳：中村 猛)

# 前線から

## 過労死等労災認定企業名の開示命じる

### 処理経過簿中企業名不開示取消し

#### 大阪

厚生労働省は、脳・心臓疾患、精神障害の労災請求事案について、「処理経過簿」という管理簿を作成して、統計、分析に利用している。

はじめ、1987年11月26日付補償課長事務連絡第30号によって作成、運用が開始され、電子化様式となって現在に至っている。

毎年公表されている労災補償状況公表はこの処理経過簿を基礎とした整理によって行われている。

処理経過簿には各請求事案ごとに「処理経過簿種別」「地方労働局」「労基署名」「労働者氏名」「生年月日」「性別」「発症年月日」「発症時年齢」「(請求時の)生死」「死亡年月日」「事業場名」「労働保険番号」「業種」「職種」などの多くの項目が記載される。

この処理経過簿に記載された企業名不開示決定の取り消しを求めた訴訟で、11月10日、大阪地裁は不開示決定の取り消しを命

じる画期的な判決を下した。被告の厚労省、大阪労働局は控訴したが、判決の意義は記事(前頁)中の原告・寺西笑子さん(全国過労死を考える家族の会代表)、松丸正弁護士のコメントの通り、大きい。

同種の処理経過簿は石綿関連疾病についても作成されていて、この処理経過簿システムに基づいて石綿労災認定事業場情報の公表が毎年実施されており、問題点があるものの石綿被害者の救済、石綿問題への社会的関心の喚起に多大な貢献をしている。

企業名公表は様々な観点から、被害者、労働者、家族そして社会全体にとって意義のあるものであることは間違いない。

控訴審の行方を注目したい。

No.	種別	労働者氏名	発症年月日	事業場名	処理経過 (年月日)				労働局	労働者氏名	業種	職種	備考
					請求年月日	認定年月日	不認定年月日	再認定年月日					
00001	受知	東京都			121.02.12				支給	社会(経団) 経営	化学工業	一般機械器具組立・修繕作業者	
					121.03.11			121.05.25	9号				
00002	受知	東京都			121.12.10				不支給	社会(経団) 経営	有機化学工業製品製造業	一般機械器具修繕作業者	
					122.01.13			122.01.25	9号				
00003	受知	東京都			121.12.10				支給	社会(経団) 経営	総合工等業	土木作業従事者	
					122.01.13			122.01.25	9号				

処理経過簿の一部開示例(但し、これは精神障害関連)

# 10-11月の新聞記事から

10/19 大分市の新日鉄大分製鉄所で、協力会社の男性従業員2人が集じん機の下にあるピットで倒れているのが発見された。1人が死亡し、もう1人はろっ骨を折る重傷。鉄鉱石を焼き固める焼結工場で、製鉄過程で出るちりやごみなどをピットにためておく。19日は定期検査日で集じん機を止め、2人が朝から清掃作業をしていた。

13年前の自殺は勤務先中学校の「学級崩壊」に関係があったとして公務災害認定を受けた大阪府堺市立中教諭の妻（当51歳）の遺族補償年金を巡り、夫が不支給とした地方公務員災害補償基金の決定取り消しを求め、大阪地裁に提訴した。地方公務員災害補償法は、年金受給者が男性の場合、配偶者の死亡時に60歳以上でないと支給しない。同基金は夫が当時51歳だったことから不支給を決定。しかし女性には年齢制限規定がなく、夫は「性差別で、法の下での平等を定めた憲法に違反する」と主張。妻は1998年10月、うつ病を発症後に自殺。同基金は公務災害と認めなかったが、昨年3月同地裁が公務災害を認定、確定した。これを受け、夫は同6月に遺族補償年金の支給を申請したが、同基金は今年1月、夫は妻の死亡時は51歳で、60歳に達していなかったとして不支給を決めた。

10/20 日本原子力発電は定期検査中の敦賀原発2号機（福井県敦賀市）で、放射線管理区域内でごみを袋に詰めていた関連会社の男性作業員（21）が放射性物質を吸い込み、内部被ばくをしたと発表。今後50年の被ばく量は1.7mSv。

10/21 仕事の原因で精神疾患になった場合の労災認定基準について、厚生労働省の専門家検討会は発症のきっかけとなる具体的な事例を盛り込み、基準を明確化するよう求める報告書をまとめた。長時間労働について初めて具体的な数字を示した。認定審査を早く進めるのが狙いで、厚生労働省は報告を基に基準を見直し、年度内にも実施する方針。

東京電力は福島第1原発事故の収束作業にあたり、6日朝に死亡した50代の男性作業員の死因が「後腹膜膿瘍による敗血性ショック」と発表した。男性は協力企業の作業員で、8月8日から水処理タンクの設置作業をしていた。平均3時間、計46日間作業して被ばく線量は計2.02mSvだった。作業員の死亡は3人目。東電は「被ばく線量は小さく、死因と関係ない。過重労働にもあたらない」としている。

10/26 定期検査中の東海第2原発で原子炉圧力容器内の放射性物質を含む冷却水が格納容器に漏れた事故で、日本原子力発電は漏れた水は約22.4tと明らかにした。格納容器内のタンクにたまった水量を確認した。放射性物質は1リットル当たり400ベクレル。格納容器の下部で水漏れを示す警報が出、圧力容器に制御棒駆動装置を取り付ける際に、水を止める板のねじを誤って緩めたのが原因で、男性作業員4人が水をかぶったが被ばくは確認されていない。

10/27 立川労働基準監督署が昨年5月に自殺した「NECネットワーク・センサ」（府中市）の技術者の男性（26）について、自殺は過重労働が原因だったとして13日付で労災認定していたことが分かった。弁護士によると男性は08年に入社。09年10月から電波監視システムの開発業務に携わった

が、納期までに間に合わず時間外労働が続いた。10年5月中旬には「ノルマが達成できなかった」という心理的負荷から気分障害を発症、同17日に自殺した。時間外労働は死亡した5月は半月だけで約70時間に及んだ。弁護士は認定について「半月という短期間の長時間労働を労災と認めたことは意義がある」としている。

10/29 東京電力は福島第1原発1号機タービン建屋付近で、大型クレーンの解体作業をしていた協力企業の男性作業員2人が、落ちてきたワイヤに当たり負傷したと発表した。40代の男性作業員はあごや腕、肋骨）、両足の骨を折る重傷。20代の男性作業員も肩や首、腹部の打撲など軽傷。

作業中にトラブルになった同僚の中国人男性を殴ったとして、千葉県警銚子署は会社員を傷害の現行犯で逮捕した。男性は外傷性くも膜下出血で死亡。水産加工会社「新場産業」の敷地内で、容疑者と中国人実習生の男性が運転していたフォークリフト同士が接触したことでトラブルになり、容疑者が氷を砕くため鉄パイプ状の道具で作業していたところ再び口論になり、容疑者が持っていた道具で男性の首のあたりを殴った。

10/31 東京都大田区の都道で、会社員の乗用車が中央分離帯に衝突し、草刈り作業をしていた作業員ら3人が次々とはね、うち1人が全身を強く打って間もなく死亡。警備員の男性が意識不明の重体となり、もう1人の作業員の男性も重傷。

「東京キリンビバレッジサービス」の男性社員（当23）が昨年4月に自殺し、品川労働基準監督署が過労によるとして労災認定していた。男性は清涼飲料の自動販売機の管理で長時間労働を強いられ、亡くなる直前、姉にメールで「仕事がつらい。父さん母さんをよろしく」などと書き送っていた。認定は10月5日付。男性は高校を出て05年4月に入社し、10年3月に品川区の営業所に移って担当エリアが拡大。自販機約80台を1人で担当し業務用車両で巡回して商品の補充や交換、売上金の回収などを行っていた。品川労基署は、09年10月～10年3月の半年間で男性の毎月の時間外労働は平均81時間、最長で92時間と認定。亡くなった4月は季節の変わり目で商品を入れ替える繁忙期に当たり、時間外労働は13日間で63時間だった。1日15時間労働、3時間睡眠が続き、男性は精神疾患にかかった。

東京電力福島第1原発に東芝と鹿島が設置した作業員用シェルター（休憩所）が、法令による放射線管理区域の設定基準を超える放射線量を計測しているのに同区域に設定されていないことが分かった。このためシェルターで働く作業員は「危険手当」を支払われていない。東芝などは東電が管理主体との見方、一方、東電は「シェルター設置者が線量管理を行う」と述べ、そのしわ寄せが作業員に及んでいる。両シェルターは1～4号機から西に2キロ弱だが、原発の敷地北端よりも近い。免震重要棟の空間線量は毎時1.1～2.9μSv、東芝シェルターは2～16μSv、鹿島シェルターは2～8.5μSv。電離放射線障害防止規則は3カ月で1.3mSvを超える累積線量を管理区域の設定基準とし、毎時換算では2.6μSvで、両シェルターは基準を超える線量を計測している。

# 10-11月の新聞記事から

- 11/4 JR西日本の男性社員に性的暴行を受けたとして、契約社員の女性が男性とJR西に計1650万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が大阪高裁であった。坂本倫城裁判長は一番神戸地裁龍野支部判決を変更し、男性に計100万円の支払いを命じた。JR西の責任については退けた。女性は脳性小児まひの後遺症で言語や四肢に障害がある。06年2月に障害者雇用枠で入社し、翌年11月に職場の日帰り旅行をした帰りに上司の男性からホテルで性交渉を強要された。また「性的被害は認められないと判断したJR西の調査は入念なものだったと判断した。
- 11/9 躁うつ病などの療養期間中の休業補償請求に対し、広島中央労働基準監督署の不支給決定は不当として、「大林組」の元社員の60代男性が国を相手取り、取り消しを求めた訴訟の判決が広島地裁であった。裁判長は「業務による過重な精神的、肉体的負荷により発症していると認められ、因果関係を肯定できる」などとして国に処分取り消しを命じた。男性は中国電力が発注した三隅発電所の護岸工事と、大崎発電所の棧橋工事で、それぞれ工事事務所の副所長と所長を兼務。97年1月と2月に自殺を図り未遂だったが、医療機関から躁うつ病などと診断された。
- 11/10 社員が過労死認定を受けた企業名を大阪労働局が開示しなかったのは不当として、「全国過労死を考える家族の会」代表の寺西笑子さんが、国に不開示処分の取り消しを求めた行政訴訟の判決が大阪地裁であった。裁判長は「個人や法人の利益を害する不開示情報には当たらない」として、労働局の決定を取り消した。過労死認定を受けた企業名の公表を命じる判決は全国で初めて。
- 11/14 2007年にくも膜下出血で亡くなった横浜市立中学の教員工藤義男さん(40)の過労死認定を求め、妻が地方公務員災害補償基金神奈川県支部審査会で口頭意見陳述した。地公災県支部の「公務外」の決定に対し審査請求中。市立霧が丘中での05年からの2年間は、激務として市教育委員会が授業時間の削減を求める「生徒指導専任」に加え、学年主任まで兼務していた。07年に転任したあざみ野中でも、市教委も「ごく少数」と認める転任直後の生徒指導専任を任じられた。2カ月で7キロも痩せ、くも膜下出血で亡くなった。教員の労働は勤務時間だけでは測れないという。労災認定を求める意見署名は、すでに3千を超えている。
- 11/15 海上自衛隊佐世保基地に勤務する女性事務官が休職に追い込まれたのは、1等海佐の男性上司によるパワハラが原因として、国に慰謝料など約535万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が長崎地裁佐世保支部であった。訴状などによると、男性上司は10年12月に着任した直後から、原告女性と2人きりになった際、業務を滞らせるような質問を繰り返したり、大声で怒鳴りつけ精神的に追い詰めたとされる。女性は11年2月に急性ストレス障害になり現在も休職している。
- 11/17 社会福祉法人「県民厚生会」の特別養護老人ホーム「きらら藤枝」(藤枝市八幡)の元施設長と在職当時部下だった元デイサービスセンター長の2人が、所属労組の「静岡ふれあいユニオン」と県庁で会見し、同ホームの過重な精神的負荷が原因で適応障害になり、いずれも島田労働基準監

督署から労災認定されたことを明らかにした。元所長は08年9月、県民厚生会の不正を内部告発し、陰湿なパワハラを受けたり、長時間労働させられ、今年1月解雇された。元センター長は09年9月、看護師の勤務表を改ざんするよう指示され適応障害を発症した。

- 11/24 東日本大震災で大きな被害が出た岩手、宮城、福島3県で、復旧作業中に発生した労働災害で10月末までに12人が亡くなり、負傷者は262人に上ることが3県の労働局のまとめで分かった。
- 11/25 京都市内の病院に勤務していた臨床工学技士の男性(22)が、就職後約1年8カ月で自殺したのは、仕事量の急激な変化で心理的負担が増大したことが原因として女性の母親が、労働災害を京都下労働基準監督署に申請した。男性は平成20年3月から病院で透析治療を担当。21年に先輩3人が退職したため業務を一手に引き受けることになり、強度の心理的負担で精神障害を発症し、21年11月に自殺した。

- 11/28 東京電力は福島第1原発の吉田昌郎所長が入院治療のため12月1日付で所長職を退き、本店内の原子力立地本部に異動する人事を発表した。病氣と被ばくとの因果関係はないとしている。

宮城県教職員組合が行った東日本大震災後の教職員の勤務、健康調査の結果を発表した。調査は9~10月にかけて、教職員ごとと学校単位の二つの調査を行った。教職員の調査では沿岸部を含む石巻、迫両地域では回答者の約5人に1人の自宅が全壊、全体の約3分の2が一部損壊以上の被害。健康面で「疲れがたまっている」としたのは45.5%。自己診断によるメンタルストレスチェックでは1029人(約30.5%)が軽度以上の抑うつ傾向、地域別では、甚大な津波被害を受けた石巻では「中程度の抑うつ傾向」が12.1%と他の地域に比べて高かった。学校単位の調査では、校内に避難所を設置したのは59.8%(196校)。期間では1週間から1カ月未満が40.8%(80校)と最も多かった。現在困っていることについては「放射能に関わる対応」が48.6%を占めた。地域別では▽仙南(84.4%)▽栗原(75%)▽古川(63.9%)の順で高く、学校側が放射能問題への対応に苦慮している実態が浮かび上がった。

今年6月に東京電力山梨支店に勤務していた芦沢拓磨さん(19)が自殺したのは職場の「モラルハラスメント」が原因として、遺族が甲府労働基準監督署に労災申請した。遺書には上司からの無視に悩む様子がつづられていた。同支店は「そのような事実は確認できなかった」としている。遺族と支援者は同支店に対し、社内の再調査や芦沢さんの勤務記録の提示などを求める7370人分の署名を提出した。

- 11/29 JR東日本新潟支社酒田運輸区に勤務していた男性が自殺したのは上司によるパワハラが原因として女性の妻が請求していた労災申請について、国の労働保険審査会が労災を認めなかった庄内労働基準監督署(山形県)の決定を取り消す判決をしたことが分かった。判決は25日付。同審査会によると労災保険関係で逆転認定される件数は例年少ない。2010年度の判決計649件のうち、当初処分を取り消しは約3%の22件だった。

# 2011 年年末カンパへの 絶大なるご協力を！

皆様におかれましては、師走のお忙しい中、様々な活動にご活躍のことと存じます。

深く敬意を表しますとともに、日頃の私ども関西労働者安全センターへの絶大なるご支援、ご協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

本年は東日本大震災、福島第一原発事故という未曾有の事態が発生し、安全センターにおきましても被曝労働問題などへの取組みを強めるなどしてきました。

大阪地裁で闘われている「はつりじん肺損害賠償訴訟」は、作業現場の特定を中心に展開してきましたが、来年は、原告本人の証拠調べへと進む予定で、大きな山場を迎えようとしています。

多くの支援の傍聴を頂く中、勝利に向けて、原告団、弁護団とともにがんばっていく所存です。

いじめやパワーハラスメントに苦しめられる方々からの相談が引き続いていきます。全国安全センター参加の地域センター、新たに設立された「いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター」とともに積極的にこの問題に取り組んでいるところです。

いわゆるクボタショック以降、急速に顕在化した石綿被害に対する取組みも引き続き進めています。石綿最古最大手ニチアスを相手取って全造船ニチアス・関連企業退職者分会が起こした札幌、岐阜、奈良における損害訴訟、ニチアスの団交拒否を正当だと認定した中労委を相手取った行政訴訟に取り組んでいます。さきごろ、退職者の団交権を認める最高裁判決（ひょうごユニオン住友ゴム事件）が出され、退職者労組が団交を通して、石綿被害に取り組める条件が確立しました。この判決を武器にさらに取組みを進めていこうとしています。ニチアスと日本通運を相手取った中皮腫損害訴訟（吉崎訴訟）は地裁で勝訴し、現在高裁に上がっています。今年新たに東急車輛を相手取って提訴した中皮腫・石綿肺損害訴訟も来年の証拠調べに向け進行中です。

頸肩腕障害、指曲がり症をはじめとして諸課題は山積していますが、諸専門家、関係労組、活動家の方々のご協力を得ながら、皆様と共になお一層の前進を図っていく所存です。

以上のように闘いを広げる中、当センターの財政状況は困難な状況が続いています。

事務局中心に経費節減への努力をしつつも、まことに心苦しい限りですが、皆様のご支援をお願いしなければなりません。

今年年末カンパへの格別のご協力を切に願い申し上げます。

2011年12月

関西労働者安全センター運営協議会  
議長 浦 功  
事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284